砂山公園プール　廃 棄 物 処 理 業 務　仕 様 書

１．業務委託はこの仕様書に基づき実施するものとする。
２．業務委託名　　砂山公園プール 廃棄物処理業務
３．委託箇所及び内容
（１）委託箇所　　富士市田中新田２７５－９
（２）施 設 名　　砂山公園プール（富士マリンプール）
（３）委託内容及び実施日

①　６月分　６月１６日（１日分）
運　搬・可燃物（１日平均１００kg）、不燃物（１日平均２０kg）
産業廃棄物【コンテナ1台（８立米）分】

６月２６日　（１日分）
運　搬・可燃物（１日平均１００kg）　不燃物（１日平均２０kg）

③　７月分　７月３日、１０日、１６日、１７日、１８日、２１日から３１日（１６日間分）
運　搬・可燃物（１日平均２００kg）　不燃物（１日平均４０kg）

④　８月分　８月１日から８月３１日　（３１日間分）
運　搬・可燃物（１日平均２３０kg）　不燃物（１日平均６０kg）

⑤　９月分　９月３日、４日、１０日、１１日　（４日分）
運　搬・可燃物（１日平均２００kg）　不燃物（１日平均４０kg）

⑥　９月分　９月２０日　（１日分）
運　搬・可燃物（１日平均１００kg）、不燃物（１日平均２０kg）
産業廃棄物【コンテナ1台（８立米）分】

（４）委託期間　　令和５年６月１６日から令和５年９月２０日まで

４．注意事項　（１）必要な資機材はすべて落札者が準備すること。また、この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が施設上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても、契約金額の範囲内において実施するものとする。
（２）業務委託完了時には完了報告書を提出すること。
（３）連絡先及び提出先は、公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

業　務　委　託　仕　様　書

１．保守点検業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

２．委託場所は砂山公園プール（富士市田中新田２７５－９）内とする。

３．保守点検業務の内容は次のとおりとする。

（１）ロッカーカード販売機の供用開始前保守点検	２台	１回
（２）ロッカーカード販売機の供用終了後清掃等	２台	１回
（３）紙幣両替機の供用開始前保守点検	１台	１回
（４）紙幣両替機の供用終了後清掃等	１台	１回

４．実施期間は、令和　５年６月１日から令和　５年９月２２日の間で、供用開始（令和　５　年６月２４日）前に開始前保守点検１回、供用終了（令和　５　年９月１０日）後に終了後清掃等１回とする。

５．この仕様書に示すもののほか、甲が施設管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定められていない事項についても、契約金額の範囲内において実施するものとする。

６．その他

（１）点検、整備、補修箇所が生じた場合には、随時報告すること。

（２）作業終了後は保守点検報告書を提出すること。

（３）報告書の提出先、連絡先は公益財団法人富士市振興公社　スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

砂山公園プール シャッター保守点検業務仕様書

1　シャッター保守点検業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

2　点　検　施　設

富士市田中新田２７５－９　　砂山公園プール内シャッター

3　点　検　内　容

（1）点　検　機　器

名　　称	単　位	数　　量
重量電動シャッター	台	１３
手動式バランスシャッター	台	５

（2）点　検　箇　所

開　閉　器	減速機 ・ モーター ・ ブレーキ／ガバナー
スラット・ケース関係	スラット ・ スラット吊り元 ・ 座板 スラット押し車 ・ レール ・ ケース
開閉電動装置関係	シャフトローラーチェーン ・ 軸受 シャフトスプロケット ・ 巻き取りシャフト
電気関係	制御板 ・ リミットスイッチ 押しボタンスイッチ ・ 安全スイッチ

4　履　行　期　間

令和５年６月１２日から９月１５日まで
ただし、点検期間は令和５年６月１２日から６月２３日までとする。

5　業務実施上の注意事項

（1）この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が施設上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については　契約書及び仕様書に定められていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。
（2）必要な資機材はすべて落札者が準備すること。
（3）業務実施完了後、完了報告書（写真を添付）を提出すること。
（4）連絡先、提出先は公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

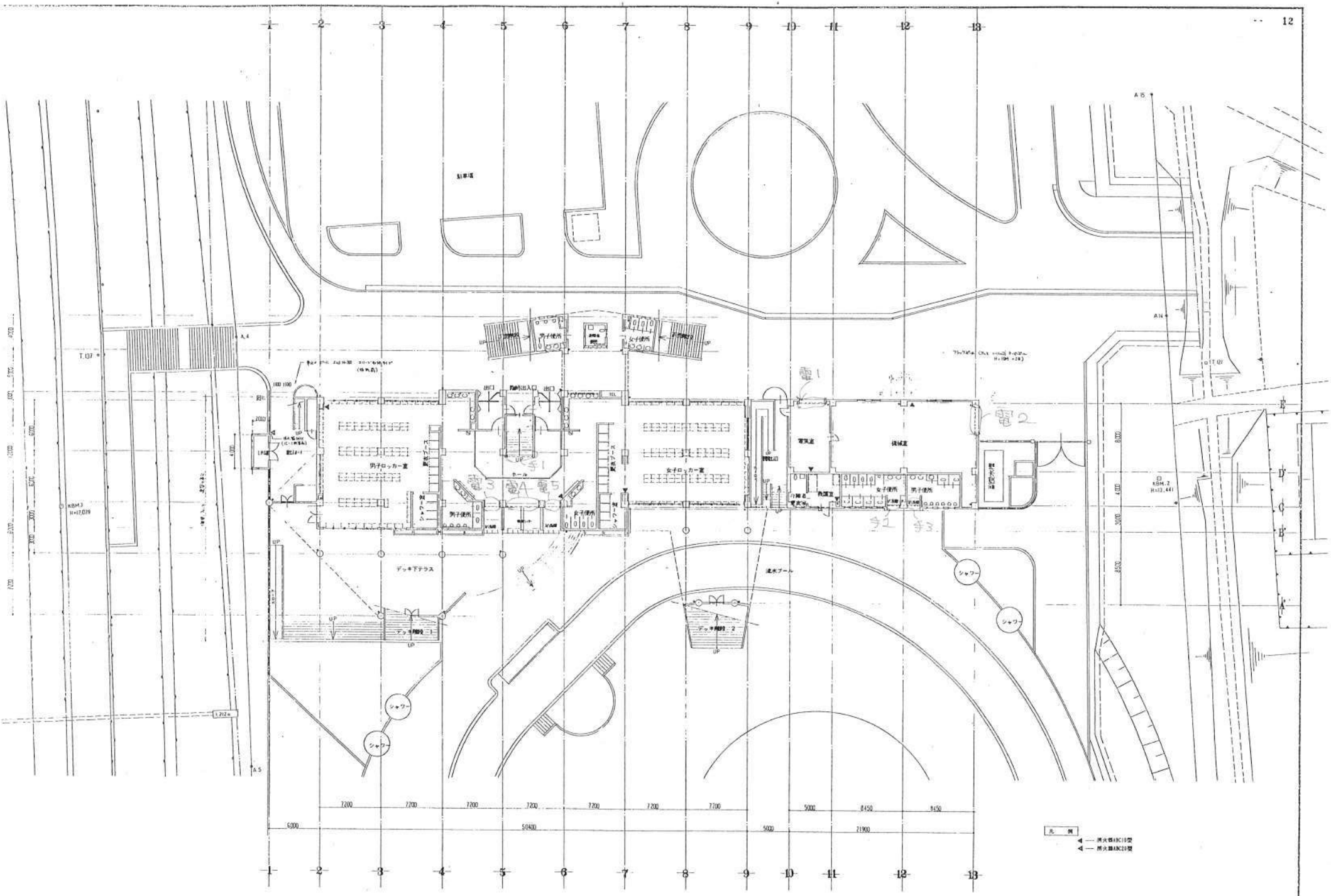

No. 7 A	仮称 富士市市民プール 移転新築工事	1階平面図 S 1/200	年月日	図番	検印
					株式会社 平柳建築設計事務所 一級建築士登録31764 平柳利彦 TEL (0545)51-2470番

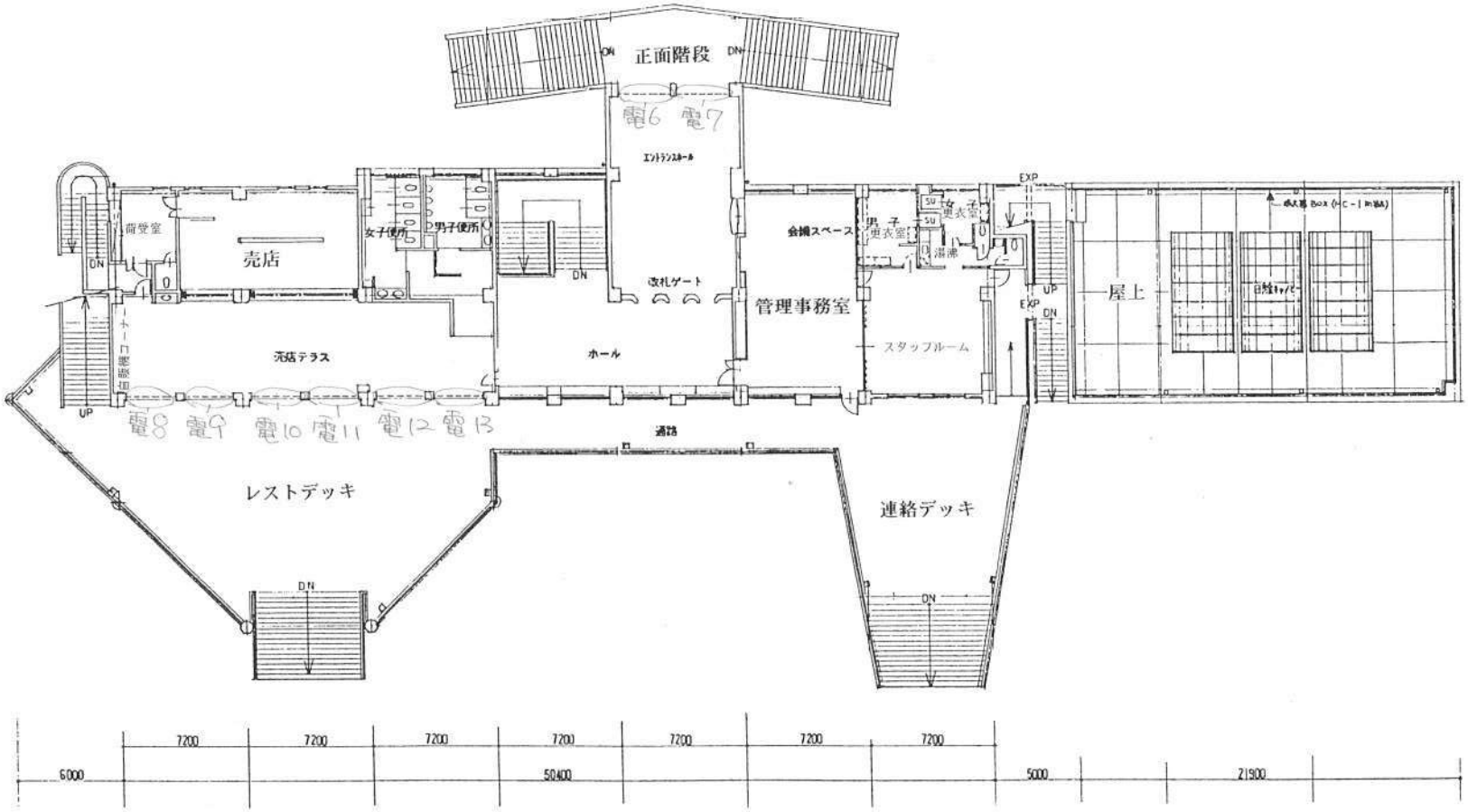
正面階段
DN
電6 電7
エントランスホール
荷受室
売店
女子便所
男子便所
DN
改札ゲート
会議スペース
男子
更衣室
女子
更衣室
SU
SU
湯沸
EXP
管理事務室
スタッフルーム
UP
EXP
DN
屋上
自然キャビ
ホール
売店テラス
UP
電8 電9 電10 電11 電12 電13
通路
レストデッキ
連絡デッキ
DN
DN
7200
7200
7200
7200
7200
7200
7200
6000
50400
5000
21900

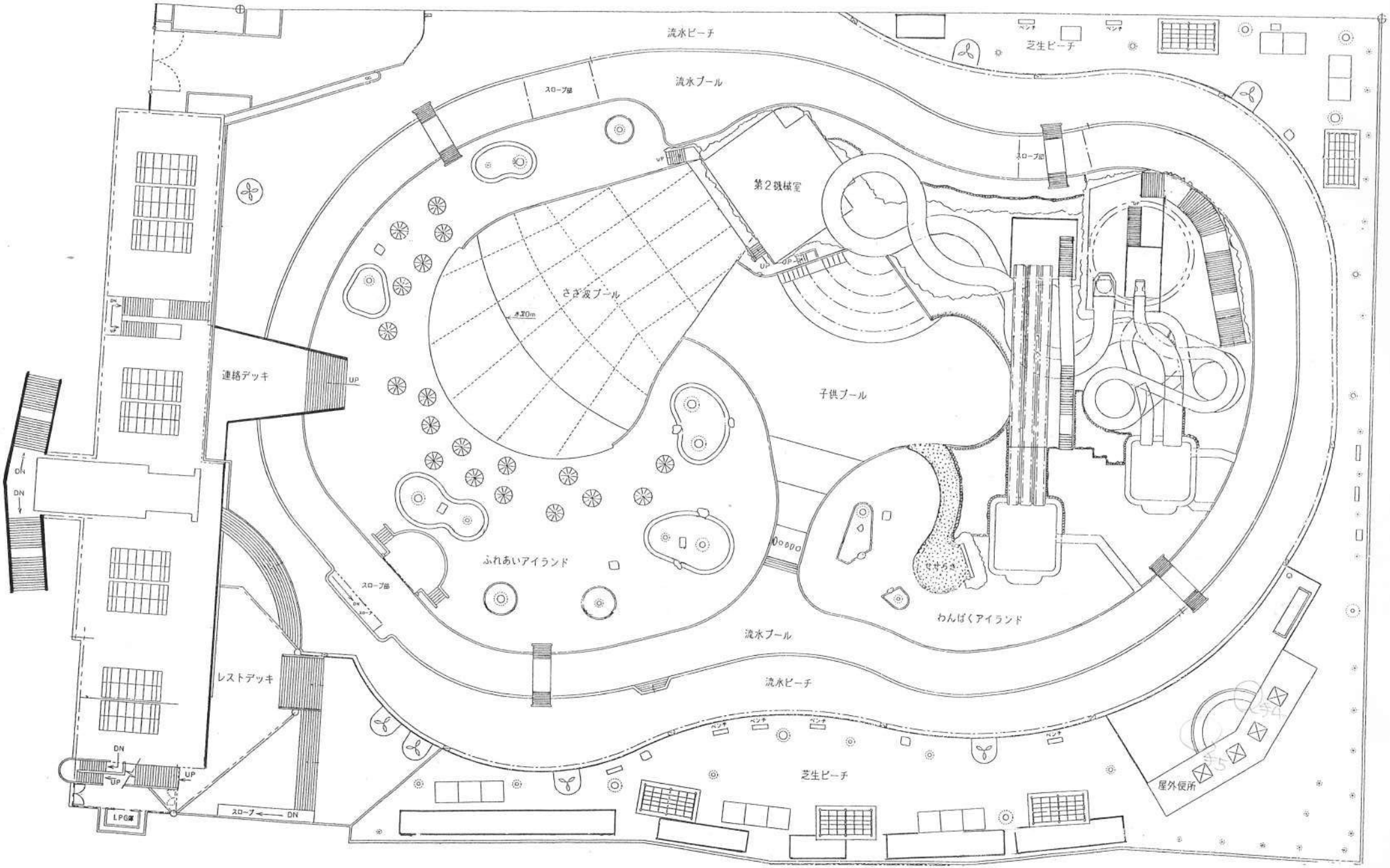
流水ビーチ
芝生ビーチ
流水プール
スロープ部
第2機械室
さざ波プール
子供プール
連絡デッキ
ふれあいアイランド
わんぱくアイランド
流水プール
流水ビーチ
レストデッキ
芝生ビーチ
屋外便所
LPG室
スロープ
UP
DN

造 波 装 置 保 守 点 検 業 務 仕 様 書

１．業務委託は、この仕様書に基づき実施するものとする。

２．業務委託名　　造波装置保守点検業務

３．委託箇所及び内容

（１）　委　託　箇　所　　富士市田中新田２７５－９

（２）　施　　設　　名　　砂山公園プール

（３）　委　託　内　容　　プール内設置の造波装置の保守点検業務

造波装置保守点検業務の主内容は次のとおりとする。

１．油圧ユニット・ポンプ吸い込み、配線外の点検

２．運転状態点検、圧力調整

３．電気系統・フラップ点検

４．歯付ベルト点検・交換

５．シリンダーパッキン点検

６．球面ブッシュ点検

７．作動油性状検査

※　保守点検項目は、「点検チェックリスト」のとおりとする。

（４）　委　託　期　間　　令和５年６月１日から令和５年９月３０日

（５）　実　施　時　期　　保守点検業務についてはプール供用開始前に第１回目、プール供用終了後に第２回目の計２回実施。

※実施日については、受託者と別途協議の上決定

※供用期間：令和５年６月２４日から令和５年９月１０日

４．業務委託実施上の注意事項

（１）　この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が業務実施上または美観上特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。

（２）　業務委託完了後は完了写真を添付の上完了報告書を提出すること。

（３）　連絡先、提出先は公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

砂山公園プール 造波装置　　点検チェックシート

造波用22Kw油圧装置チェックリスト　　点検日：令和　　年　　月　　日

点検箇所	点検内容		始業点検	点検期間 令和				判定
油圧ポンプ	1	シール部よりの油漏れの有無						
	2	サクション部からのエアーの混入の有無						
	3	ポンプの吐出量を確認(手動時シリンダ速度にて)						
	4	吐出圧力の確認						
	5	異音、異常発熱、異常振動の有無						
モータ	6	異音、異常発熱、異常振動の有無						
カップリング	7	カップリンググリスの給脂						
リターンフィルター	8	インジケーター表示の確認						
	9	フィルターエレメントの交換						
電磁比例弁	10	シール部よりの油漏れの有無						
	11	動作確認						
電磁切替弁	12	シール部よりの油漏れの有無						
	13	動作確認						
圧力計	14	指針の狂い						
	15	ゲージ内のグリセリンの量						
オイルクーラー	16	水室内の清掃　(油温異常時)						
フロートスイッチ	17	動作確認						
油圧ホース	18	接続部から油漏れの有無						
	19	亀裂、及び劣化						
配管	20	油漏れの有無						
	21	配管接続部の締め付け						
作動油	22	性状確認						
	23	交換(昭和シェル石油製GWフルード46　同等品　)						
	24	油量点検						
油圧シリンダー	25	パッキン交換（寿命100H程度）						
	26	ロッド、チューブの摩耗、傷の有無						
冷却水用ポンプ	27	シール部よりの水漏れの有無						
	28	水吐出の確認						
	29	異音、異常、発熱、異常振動の有無						
フィルター	30	冷却水配管のフィルタ清掃						
冷却水用モータ	31	異音、異常、発熱、異常振動の有無						

○：正常　　●：交換済み　　▲：修理済み　　×：要交換・修理

砂山公園プール 造波装置　点検チェックシート

フラップ関係 チェックリスト

点検日:令和　　年　　月　　日

点検箇所	点検内容		始業点検	点検期間 令和				判定
フラップ	32	外観上の損傷及び変形						
	33	プレートの摩耗						
	34	各部ボルト、ナットのゆるみ						
ナックル	35	外観上の損傷及び変形						
	36	ナックル横面の摩耗						
	37	給脂						
	38	球面ブッシュの摩耗						
シリンダ用ブラケット	39	外観上の損傷及び変形						
	40	給脂						
	41	各部ボルト、ナットのゆるみ						
フラップ用	42	外観上の損傷及び変形						
	43	各部ボルト、ナットのゆるみ						

○：正常　●：交換済み　▲：修理済み　×：要交換・修理

電気関係 チェックリスト

点検日:令和　　年　　月　　日

点検箇所	点検内容		始業点検	点検期間 令和				判定
歯付ベルト	44	外れ、ゆるみ、亀裂						
	45	交換						
近接スイッチ	46	近接スイッチ取付ナットのゆるみ						
	47	近接スイッチ用ドグのゆるみ、変形						
	48	本体及びケーブルの損傷						
エンコーダ	49	本体及びケーブルの損傷						
	50	シリンダ原点位置でのエンコーダ出力値						
	51	ｴﾝｺｰﾀﾞとﾌﾟｰﾘ間のｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ取付ネジのゆるみ						
	52	交換						
制御盤Ａ，Ｂ	53	前面扉取付の電機部品の損傷、ゆるみ						
電気配管	54	損傷、及び変形						
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾁｭｰﾌﾞ及び ﾀｰﾐﾅﾙ	55	電磁比例弁の金属コネクタ、及び樹脂コネクタのゆるみ、損傷						

○：正常　●：交換済み　▲：修理済み　×：要交換・修理

砂山公園プール 造波装置

チェックリスト

点検箇所	点検内容				始業点検	点検期間				備考
						令和				
吐出量（秒）	ﾌﾗｯﾌﾟNo.	前進		後退						
ｼﾘﾝﾀﾞｰ速度	1									
手動操作	2									
吐出圧力	Ｎｏ．	無負荷	大波	小波						
(Kg・cm2)	1									
油圧力ゲージ	2									

備　考：

○：正常　　●：交換済み　　▲：修理済み　　×：要交換・修理

砂山公園プールヤシ剪定業務仕様書

１．ヤシ剪定業務委託は、この仕様書に基づき実施するもの。

２．箇　所　　富士市田中新田２７５－９　砂山公園プール（富士マリンプール）

３．樹木名　　ワシントンヤシ及びカナリーヤシ　（２８本）

４．実施日　　令和５年６月１日から令和５年６月２３日までの期間
　　なお、実施日程は打合せにて決定する。

５．業務内容
⑴ ワシントンヤシ１６本の不要枝剪定
⑵ カナリーヤシ１２本の不要枝剪定
⑶ 発生材の処分

６．業務箇所　　別紙指定箇所

７．その他
⑴ 実施に必要な機材はすべて受託者が準備するものとする。
⑵ 業務終了後、速やかに委託者に報告するものとする 。
⑶ 業務実施時間は、午前９時から午後５時までとする。
⑷ 業務終了後、報告書（実施時の写真を含む。）を提出するものとする。
⑸ 報告書提出先 公益財団法人富士市振興公社『スポーツ事業課』とする。

８．この仕様書に示すもののほか、本書に定められていない事項については協議し決定するものとする。

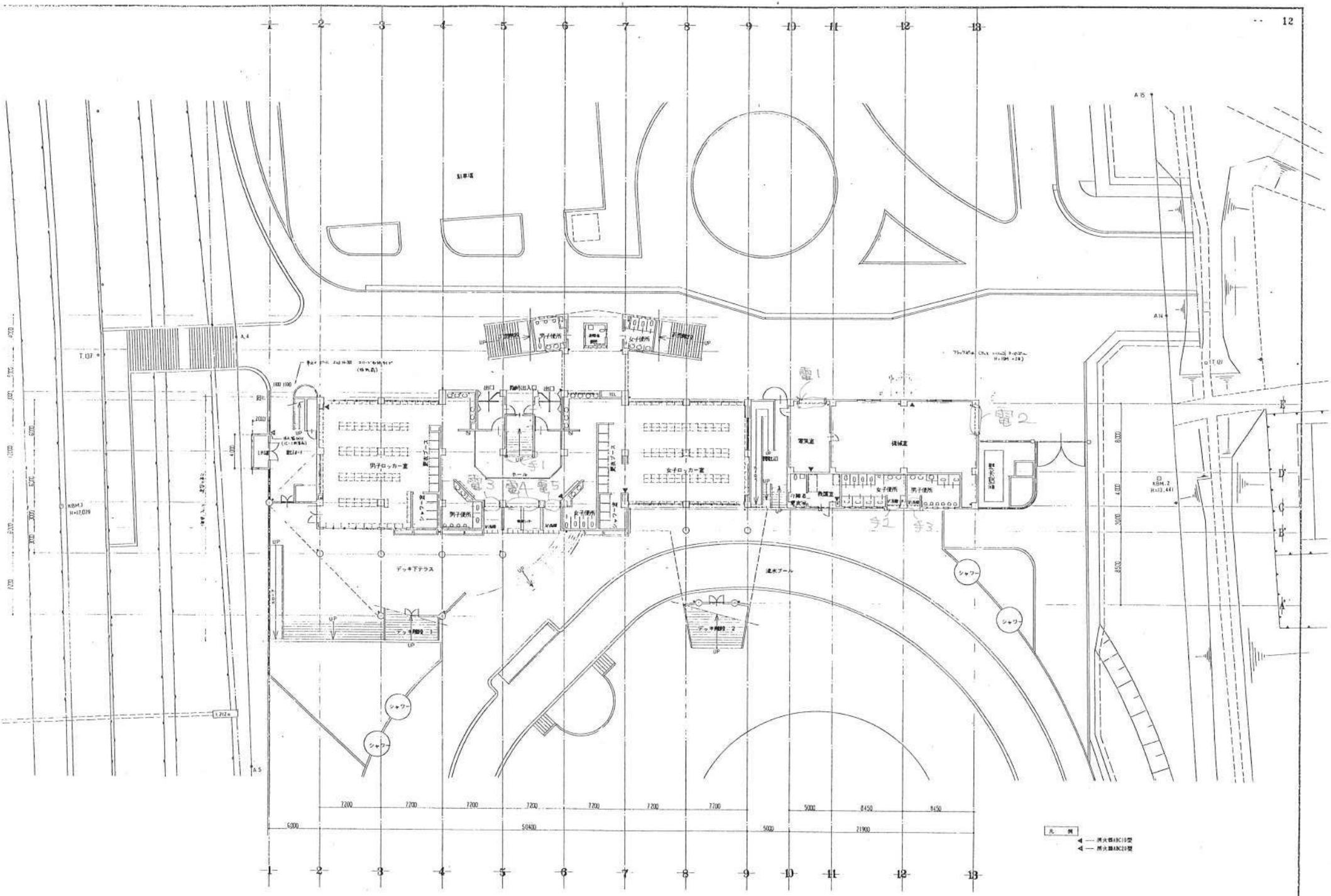

No. 7 A	仮称 富士市市民プール 移転新築工事	1階平面図 S 1/200	年月日	図番	検印
					株式会社 平柳建築設計事務所 一級建築士登録31764 平柳利彦 TEL (0545)51-2470番

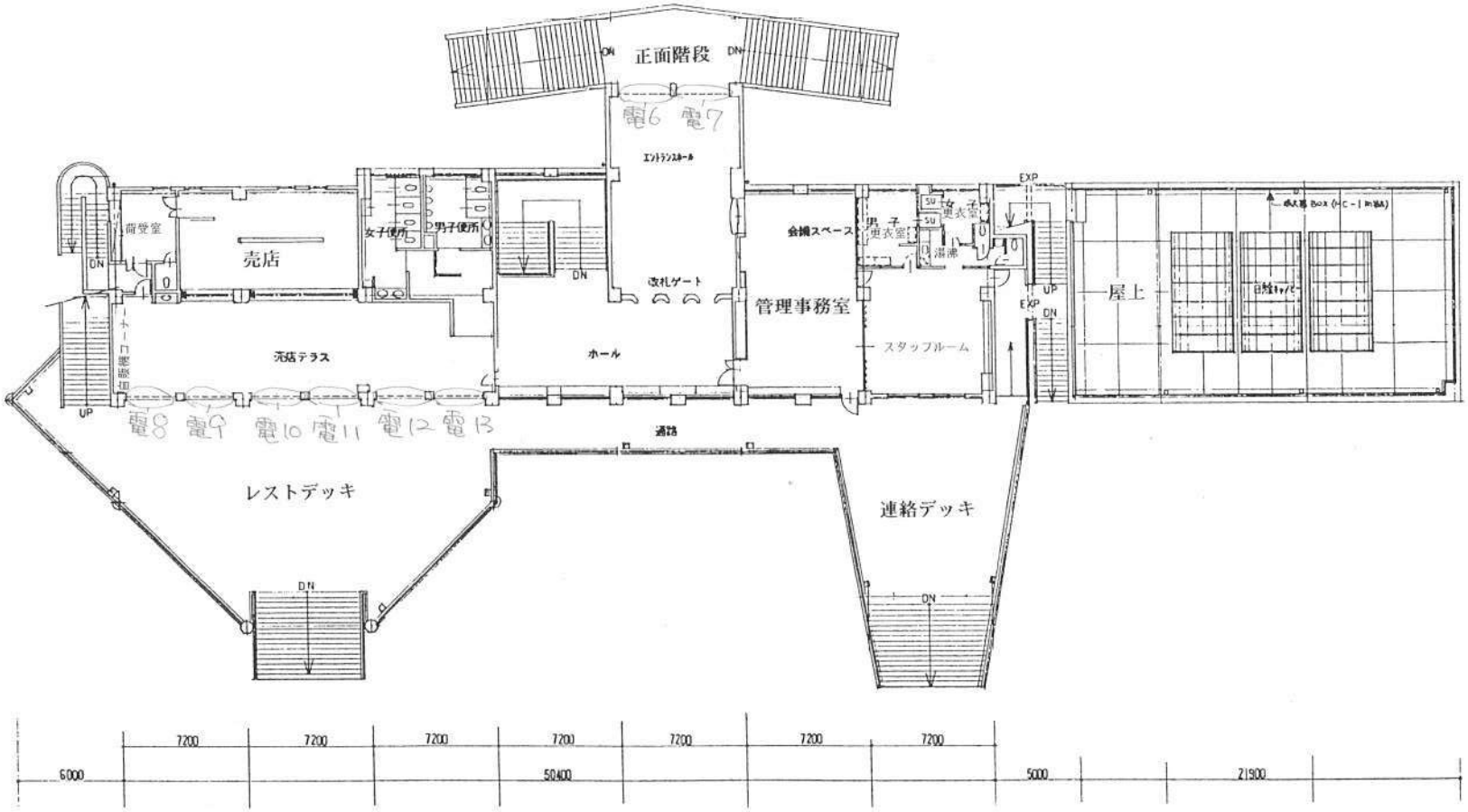
正面階段
DN
電6 電7
エントランスホール
荷受室
売店
女子便所
男子便所
DN
改札ゲート
会議スペース
男子
更衣室
女子
更衣室
SU
SU
湯沸
EXP
管理事務室
スタッフルーム
UP
EXP
DN
屋上
自然キャビ
ホール
売店テラス
UP
電8 電9 電10 電11 電12 電13
通路
レストデッキ
連絡デッキ
DN
DN
7200
7200
7200
7200
7200
7200
7200
6000
50400
5000
21900

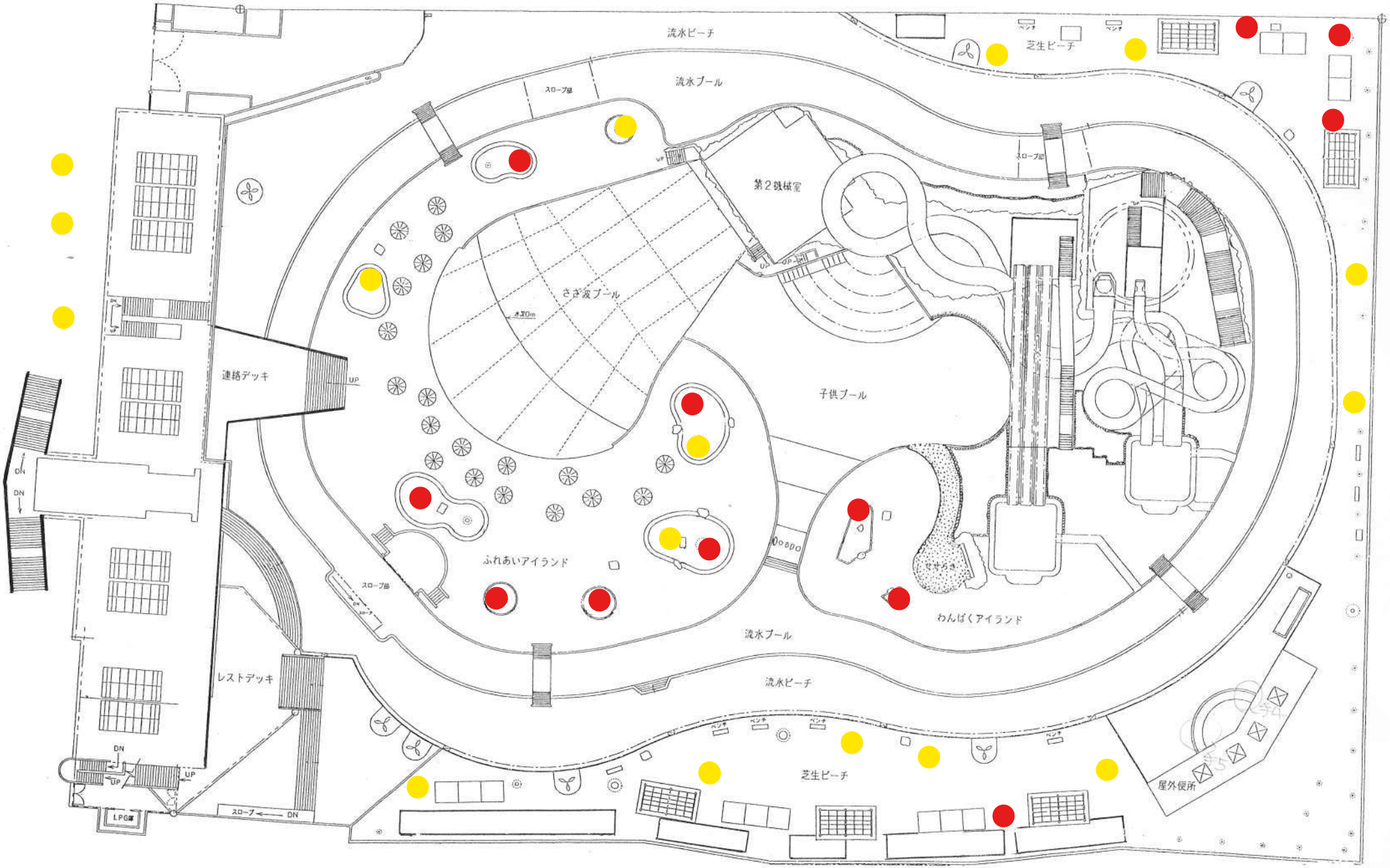
流水ビーチ
流水プール
スロープ部
芝生ビーチ
ベンチ
第2機械室
さざ波プール
子供プール
連絡デッキ
UP
DN
ふれあいアイランド
わんぱくアイランド
流水プール
流水ビーチ
レストデッキ
芝生ビーチ
屋外便所
LPG室
スロープ
DN

濾 過 装 置 保 守 点 検 業 務 仕 様 書

１　濾過装置保守点検業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

２　業務委託名　　砂山公園プール濾過装置保守点検業務委託

３　委託箇所及び内容

（１）委　託　箇　所　　富士市田中新田２７５－９

（２）施　　設　　名　　砂山公園プール

（３）委　託　内　容　　施設内濾過装置の保守点検業務

１．保守点検業務

名　　称	型式・形状等	数量	単位	備　　考
濾　過　装　置　型　式	Ｐ－１５１ＳＡ	５	基	流水プール　№１ 流水プール　№２ 流水プール　№３ 流水プール　№４ 流水プール　№５
	Ｐ－１２１ＳＡ	２	〃	造波プール　№１ 造波プール　№２
	Ｐ－６１ＳＡ	２	〃	子供プール　№１ 子供プール　№２
	Ｐ－４１ＳＡ	１	〃	オーバーフロー
プール水質モニター	ＯＫ－Ⅱ	３	〃	流水プール 造波プール 子供プール
コンプレッサー		２	台	
プールクリーナー		３	〃	プール清掃用

（４）委　託　期　間　　令和 ５ 年 ６月　１日から令和 ５ 年 ９月３０日

（５）実　施　時　期　　保守点検業務についてはプール供用開始前に第１回目、プール供用終了後に第２回目の計２回実施。
※実施日については、受託者と別途協議の上決定
※供用期間：令和 ５年 ６月２４日から令和 ５年 ９月１０日

４　業務委託実施上の注意事項

（１）　この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が業務実施上または美観上特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。

（２）　業務委託完了後は完了写真を添付の上完了報告書を提出すること。

（３）　連絡先、提出先は公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

砂山公園プール売上金回収業務仕様書

１．業務委託は、この仕様書に基づき実施するものとする。

２．委託業務名　　砂山公園プール売上金回収業務

３．委託箇所及び内容
　（１）委託箇所　富士市田中新田２７５－９
　（２）施 設 名　砂山公園プール
　（３）委託内容　プール売上金の回収及び送金業務

　　砂山公園プール売上金回収業務の主内容は次のとおりとする。
　１．指定日に専用バッグ（売上金収納済）を回収
　１．指定銀行口座（２口座）への送金
　１．釣銭準備金の配送
　　釣り銭準備金については、売上金回収時に併せて配送できること。
　なお、両替金額、金種等は配送希望日の前日午前中までの依頼で対応出来ること。
　（配送希望日が土曜・日曜日の場合については公社が金曜日までに依頼する）

※売上金の回収及び釣り銭の配送時間帯・運行ルートは、防犯上特定しない。

４．委託期間　　令和 ５ 年６月２５日から令和 ５ 年９月４日までの期間
　　※実施日は別予定表による。

５．業務実施上の条件

⑴ 業務の遂行にあたっては、本仕様書に基づき実施するほか、警備業法、その他関係法令を遵守すること。
⑵ 業務従事者として、責任感厚く誠実な者を専任し、２人以上で業務にあたること。また、業務従事者の内１人は本業務に係る検定合格者を乗務させるものとする。
⑶ 本業務は、現金を取り扱うため、業務実施にあたっては、無線装備等防犯に必要な装備を装着した専用車両を用い、業務従事者の安全確保のため、警戒棒、その他の護身用具を装着すること。

６．その他
⑴ 実施に必要な機材等はすべて受託者が準備するものとする。
⑵ 送金終了後、送金証明書を委託者に提出するものとする 。
⑶ 業務実施時間は、午前10時から午後4時までとする。
⑷ 業務終了後、報告書を提出するものとする。
⑸ 報告書提出先 公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

６．この仕様書に示すもののほか、本書に定められていない事項については、受託者と協議し決定するものとする。

起流ポンプ等保守点検業務仕様書

1　業務委託は、この仕様書に基づき実施するものとする。

2　業務委託名　砂山公園プール　起流ポンプ等保守点検業務

3　委託箇所及び内容

（1）委　託　箇　所　　富士市田中新田２７５－９

（2）施　　設　　名　　砂山公園プール

（3）委　託　内　容　　起流ポンプ、カスケードポンプ、滝ポンプ、水遊具ポンプ、
スライダーポンプ、自動給水装置、給湯温水ポンプの保守点検業務

①　点検項目

1.機器本体	□軸封部水漏れ点検　□回転方向確認　□軸芯点検　□回転体手回し点検 □軸受温度異音点検　□振動異音点検　□呼水点検　□ファン羽根車点検 □軸受け潤滑油点検　□ＢＳ摩耗点検　□据付点検　□軸継手摩耗点検 □Ｖベルト点検調整　□Ｖプーリ点検　□外観点検
2.付 属 品	□吸込吐出配管点検　□圧力計点検　□逆止弁点検　□圧力タンクエアー点検補充 □加熱防止管点検　□減圧弁点検　□呼水槽点検　□空気補給器点検
3.モ ー タ	□フレーム温度点検　□軸受温度異音点検　□絶縁測定　□据付点検　□外観点検
4.各種水槽	□フロート弁作動点検　□ＦＭ弁作動点検　□電極棒点検　□水位点検　□水漏点検 □水槽内部目視点検　□点検蓋状態点検　□防虫網点検　□据付点検　□外観点検
5.制 御 盤	□絶縁測定　□電磁接触器接点点検　□アース取付点検　□電線緩み点検　□電圧点検 □外観点検　□漏電遮断器動作点検　□サーマル値点検　□表示灯点検　□電流点検
6.運転制御	□始動圧力点検　□停止圧力点検　□単独･自動運転点検　□シーケンスチェツク □手動運転点検　□追従運転点検　□自動･交互運転点検　□メッセージ表示点検 □商用運転点検　□追加解列点検　□インバータ制御点検　□コントローラー点検 □警報表示点検　□締切圧力点検　□フロースイッチ点検　□並列運転点検 □液面制御点検　□電磁弁点検　□圧力開閉器作動点検　□始動間隔点検

②　点検の対象となる機器等

機器・用途	型　式	メーカー	台数	製造年	備　　考
自動給水装置	65UNPF57.5	エバラ	1	９６	PU-1
自動給水装置	50UIHMD55.5	〃	1	〃	PU-2
給湯温水ポンプ	25 LPD5.15S	〃	1	〃	ＨＰ
起流ポンプ	300SZR515	〃	6	〃	PW-11 ～ 22
カスケードポンプ	100 × 80FS4J57.5	〃	1	〃	PW-23
滝ポンプＢ	200 × 150FS4J57.5	〃	2	〃	PW-24,25
水遊具ポンプ	125 × 100FS4KC515	〃	1	〃	PW-26
ｲﾝﾅｰｽﾗｲﾀﾞｰﾎﾟﾝﾌﾟ	200 × 200FS4H522	〃	1	〃	PW-27
ｽﾄﾚｰﾄｽﾗｲﾀﾞｰﾎﾟﾝﾌﾟ	150 × 125FS4J515	〃	1	〃	PW-28
滝ポンプＡ	65 × 50FS4H51.5	〃	1	〃	PW-30

（４）委　託　期　間　　令和　５年　６月　１日から令和　５年　９月３０日の間
点検回数は供用前、供用後の年２回とする。

（５）実　施　時　期　　甲・乙と別途協議の上決定

４　業務委託実施上の注意事項

（１）　この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が業務実施上または、美観上特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。

（２）　業務委託完了後は完了写真を添付の上完了報告書を提出すること。

（３）　連絡先及び提出先は公益財団法人富士市振興公社　スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

砂山公園プール駐車場等警備業務委託

仕　　様　　書

１.委託期間　　令和５年６月２４日(土)から令和５年９月１０日(日)までの間。
２.警備時間　　８：００～１７：３０
３.休 場 日　　令和５年６月２９日(木)、７月６日(木)、１３日(木)、２０日(木)、
８月３１日(木)、９月４日(月)～８日(金)
※但し、天候等により臨時に休場若しくは途中休場とする場合もある。

４.業務内容
（１）駐車場・駐輪場内での車両（軽車両を含む）の誘導・整理
（２）アクセス道路（プール進入道路）交差点での出入車両の交通整理
（３）県道（田子の浦港・大野線）での歩行者の安全確保
（４）臨時駐車場への車両の誘導及び臨時駐車場での車両の整理
（５）その他、委託者が必要と認め指示した業務

５.編　　成　　砂山公園プール駐車場警備予定表による
Ａ・・・１３名
Ｂ・・・１０名
Ｃ・・・　７名
Ｄ・・・　５名
Ｅ・・・　２名
※ 詳細は別紙「砂山公園プール駐車場警備予定表」参照のこと。

６.勤務時間
上記の人数が､次の時間帯で勤務するものとする。
a勤務：８：００～１６：３０　　b勤務：９：００～１７：３０
また、各勤務の人員配分は以下のとおり

（Ａ）	１３名出勤の場合	a勤務　１０名	b勤務　３名
（Ｂ）	１０名出勤の場合	a勤務　７名	b勤務　３名
（Ｃ）	７名出勤の場合	a勤務　４名	b勤務　３名
（Ｄ）	５名出勤の場合	a勤務　３名	b勤務　２名
（Ｅ）	２名出勤の場合	a勤務　２名	b勤務　なし

※ 勤務時間には、a・b勤務いずれも労働基準法を遵守した休憩を含むものとする。ただし、休憩時間に整理・誘導業務が滞ることのないよう体制を整えること。

７.報　　告
（１）毎日、就業時刻までに業務開始報告を行うこと。また、終業時には委託者が指定する日報を提出し業務終了報告とすること。
（２）委託している範囲はもちろんのこと委託範囲外においても人身事故等を発見した場合には速やかに委託者に報告するとともに委託者、受託者が協力し関連機関への通報、報告を行うこと。

８．供用中止日の委託料

天候等により臨時に休場若しくは途中休場した場合の委託料については、以下のとおりとする。

（１）午前７時までに中止が決定した場合には、委託料の０％（０円）を支払う。
（２）午前10時までに中止が決定した場合には、委託料の５０％を支払う。
（３）午前10時以降に中止が決定した場合には、委託料の１００％を支払う。

なお、中止決定の連絡方法等については、別途定めるものとする。

９．特記事項

（１）駐車場・駐輪場内及び臨時駐車場への移動手段及び誘導・整理に必要な用具、警備員間の連絡に必要な用具は受託者が手配すること。
（２）委託者が必要と認めた場合、勤務体制の人数変更、早出、残業の時間外勤務の指示に対し速やかに対処すること。
（３）派遣する警備員は車両誘導及び接遇に関し、十分に訓練、指導を受けている者であること。
（４）前項に定める警備員の内に毎日警備長を派遣し迅速かつ的確な車両誘導の統率を図り警備姿勢、接遇に関し責任を持ち業務を遂行すること。
（５）その他、本仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上処理するものとする。

※（３）・（４）については特段の配慮をすること。

基本警備ポイント No.2
※ポイントについては委託者の指示により変更する場合があります。

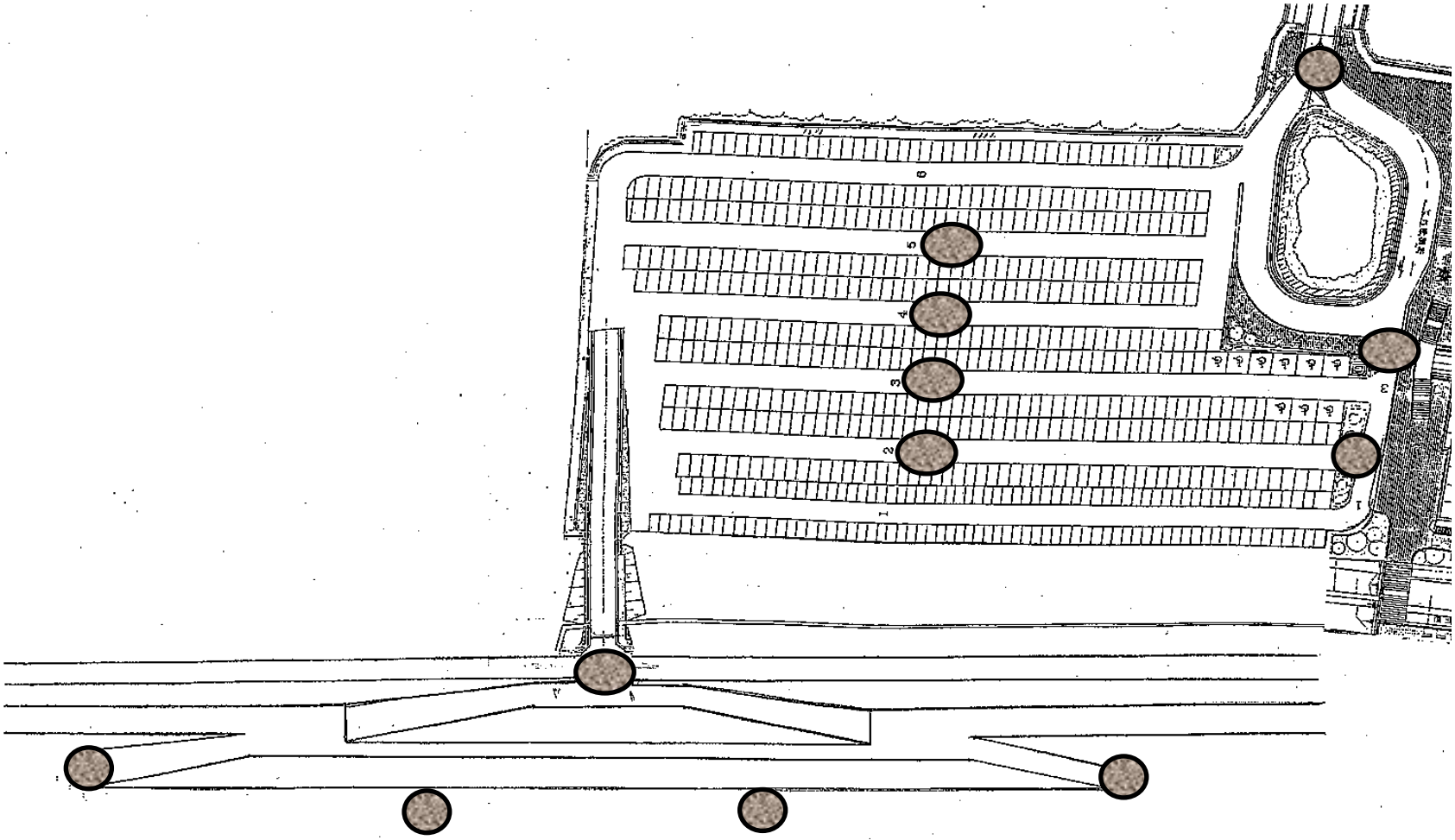

基本警備ポイント No.1
※ポイントについては委託者の指示により変更する場合があります。

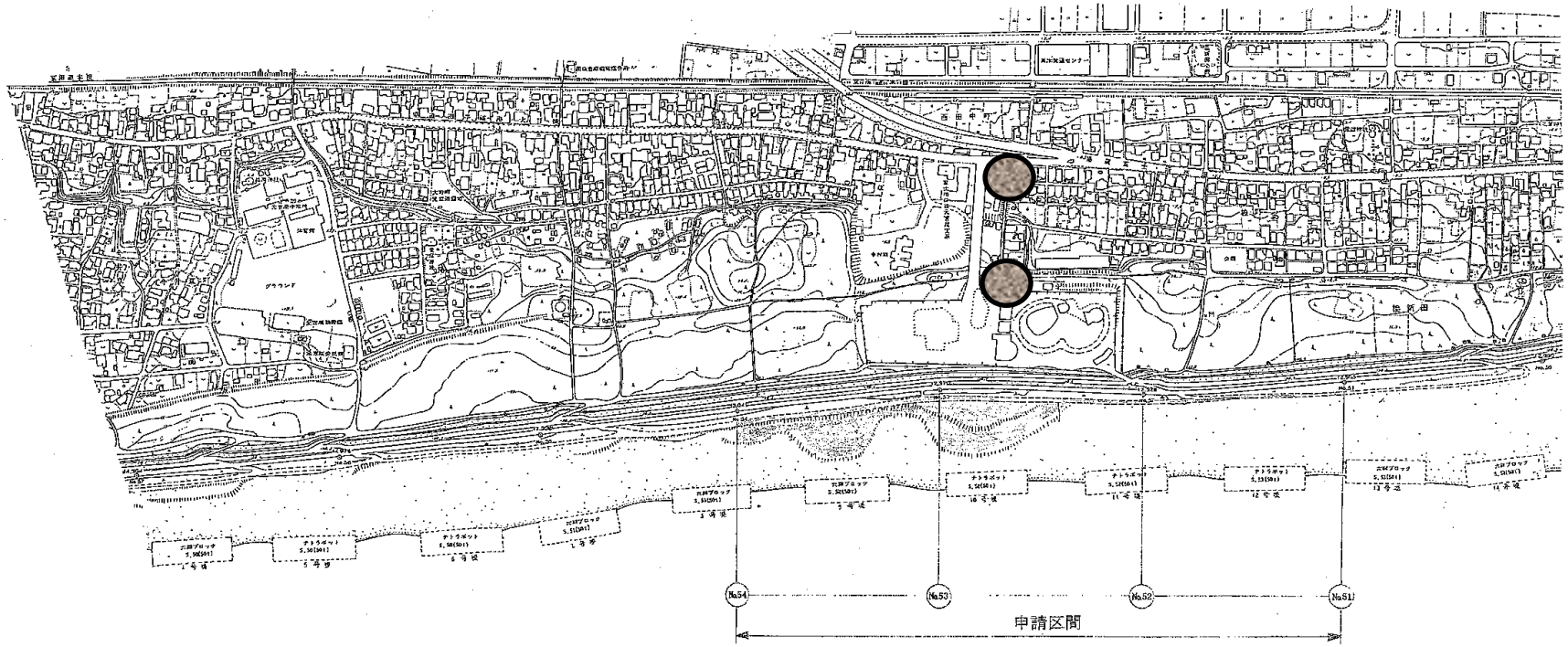

令和６年度　砂山公園プール駐車場警備予定表

曜日	月	火	水	木	金	土	日	A	B	C	D	E	休	計
月　日	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	0	0	2	0	0	0	2
区　分						供用開始 C	C							
月　日	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	0	2	0	0	4	1	7
区　分	E	E	E	休場日	E	B	B							
月　日	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	2	0	0	0	4	1	7
区　分	E	E	E	休場日	E	A	A							
月　日	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	3	0	0	0	3	1	7
区　分	海の日 A	E	E	休場日	E	A	A							
月　日	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	2	0	0	5	0	0	7
区　分	夏休み開始 D	D	D	D	D	A	A							
月　日	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	2	0	5	0	0	0	7
区　分	C	C	C	C	C	A	A							
月　日	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	2	0	5	0	0	0	7
区　分	C	C	C	C	C	A	山の日 A							
月　日	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	7	0	0	0	0	0	7
区　分	A	A	A	A	A	A	A							
月　日	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	2	0	0	5	0	0	7
区　分	D	D	D	D	夏休み終了 D	A	A							
月　日	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	1	1	0	1	3	1	7
区　分	D	E	E	休場日	E	B	A							
月　日	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8			0	0	0	0	0
区　分						B	A							
月　日	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	0	0	0	0	0	0	0
区　分														
営業日数								21	3	12	11	14	4	65

《 配置体制について 》

Ａ：13名　体制

Ｂ：10名　体制

Ｃ：　7名　体制

Ｄ：　5名　体制

Ｅ：　2名　体制

ウォータースライド等清掃及び保守点検業務仕様書

１　業務委託は、この仕様書に基づき実施するものとする。

２　業務委託名　　ウォータースライド等清掃及び保守点検業務

３　委託箇所及び内容

（1）委　託　箇　所　　富士市田中新田２７５－９

（2）施　　設　　名　　砂山公園プール

（3）委　託　内　容　　プール内設置のボディスライダー滑走部、マリンスプラッシュの清掃及び本体設備機器の保守点検、養生シート脱着業務

（4）委　託　期　間　　令和５年６月１日から令和５年９月３０日まで

（5）実　施　時　期　　甲、乙別途協議の上決定

（清　掃　業　務）　　プール供用のための清掃であるため、利用者が安全に利用走できる状態にし、また美観を損ねることのないよう実施する。

（点　検　項　目）

①地　　盤　　工作物地盤の不同沈下等の変化

②基　　礎　　１．基礎コンクリートの構造上支障のある亀裂及び破損
２．基礎周囲への土砂の流出及び陥没
３．基礎の不同沈下、傾斜及び移動

③アンカーボルト　　１．アンカーボルト、支柱底板の錆、腐食の発生状況
２．ボルト･ナットの締付け、二重ナット又は溶接止め状況
３．根巻きコンクリートの亀裂、すき間及び剥離の有無

④構　造　物　　１．構造部材での、錆、腐食の有無　視覚
２．各部材での変形、偏位、亀裂及び破損の有無
３．構造部材を緊結または結合するピン、ボルト等及び溶接部材等の緩み、亀裂の有無

⑤揚水ポンプ装置　　ポンプの取り付け状態

⑥配管及び防振継手　　１．配管の取り付け状態　視覚

２．配管の各接手及びポンプとの結合部状態

３．配管中の防振継手等のゴムの損傷、漏水の有無

⑦弁　　類　　弁類の作動状態

⑧スライド本体　　１．滑走面の表面仕上げ層（ゲルコート層等）の滑走者への摩擦状態

２．滑走面表面層のキズ、ひび割れの有無

３．滑走面へのシリコンオイルの吹き付け、磨き

⑨スライド取付部材　　スライド取り付け部材、ボルト・ナットの錆、腐食、緩み等の有無

⑩手摺、飛び出し壁、カバー基礎　　飛び出し防止壁及びカバーの滑走面側表面仕上げ層（ゲルコート層等）の滑走者への摩擦状態

⑪ﾏﾘﾝｽﾌﾟﾗｯｼｭ本体　　支柱部、デッキ部、可動部、その他アクセサリー類の腐食、緩み等の有無

⑫電動機及び制動機　　電動機の取り付け状態

⑫注意事項の表示　　注意事項を表示する掲示板の記載内容の不備の有無

（養生シートの撤去・設置）施設供用期間開始前の養生シートの撤去、供用期間終了後の設置を実施する。

４　業務委託実施上の注意事項

（１）この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が業務実施上または美観上特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。

（２）業務委託完了後は完了写真を添付の上完了報告書を提出すること。

（３）契約期間外に天災等で養生シートが脱落した場合は、甲乙協議の上、乙が請求する金額を甲が支払い、対応することとする。

（４）連絡先及び提出先は公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

砂山公園プール　襲雷警報器保守点検業務委託　仕様書

１．襲雷警報器保守点検業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

２．点検機器　　襲雷警報器「コロナーム」　１台　　品番　№５６０５

３．点検場所　　砂山公園プール（富士マリンプール）
静岡県富士市田中新田２７５－９

４．点検期間　　令和５年６月１日から令和５年６月３０日まで

５．点検内容　　①　定期点検　　１年 ／１回

№.	点　検　項　目	№.	点　検　項　目
1	非常用電池電圧測定	2	停電想定時作動確認
3	電界急変化積分器作動確認	4	コロナ電流計～増幅器作動確認
5	コロナ電流計設定確認	6	コロナ電流計０点調整
7	各表示ランプ作動確認	8	各ブザー作動確認
9	第１注意報ブザー停止確認	10	感知器内接続状態確認
11	受信器内接続状態確認	12	電界板信号線接続状態測定
13	コロナ針信号線接続状態測定	14	低圧避雷器点検
15	表示盤他清掃	16	信号線導通確認テスト

②　消耗品交換業務（３年毎）※令和4年度実施予定

№.	交　換　部　品　名
1	非常用電池（１２Ｖ・５．０Ａ）
2	コロナ針

６．注意事項　　①必要な資機材は全て落札者が準備すること。またこの仕様書が示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が業務執行上または美観上等特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。

②点検業務時間は原則として午前８時３０分からから午後５時までとする。

③業務委託完了後は完了報告書を提出すること。

④連絡先及び提出先は、公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プール内）とする。

仕　　様　　書

１．業務委託はこの仕様書に基づき実施するものとする。

２．業務委託名　　砂山公園プール主受水・副受水槽及び厨房排水槽法定清掃業務

３．委託箇所及び内容

（１）委託箇所　　富士市田中新田２７５－９

（２）施 設 名　　砂山公園プール

（３）委託内容

１．主受水槽及び副受水槽の清掃、水質検査及び関係官庁への検査報告

２．厨房内排水槽（油水分離槽）の清掃

（４）委託箇所の規模等

名　称	容　量	数　量	備　　考
主 受 水 槽	５０１㎥	１基	配水ﾋﾟｯﾄ(1㎥)を含む
副 受 水 槽	２０㎥	１基	
厨房排水槽	０．２㎥	１基	

（５）委託期間　　令和５年６月１日（木）から令和５年９月３０日（土）まで

（６）実施期間

１．主受水槽及び副受水槽　令和５年６月　１日(木)から６月２３日(金)まで

２．厨房内排水槽　　令和５年９月１１日(月)から９月３０日(土)まで

※各清掃業務の実施日については、落札者と打ち合わせにて決定する。

４.業務委託実施上の注意事項

（１）必要な資機材はすべて落札者が準備すること。また、この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が業務実施上または美観上等特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても契約金額の範囲内において実施するものとする。

（２）業務委託完了後は完了写真添付の上完了報告書を提出すること。

（３）連絡先及び提出先は、公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課(砂山公園プール内)とする。

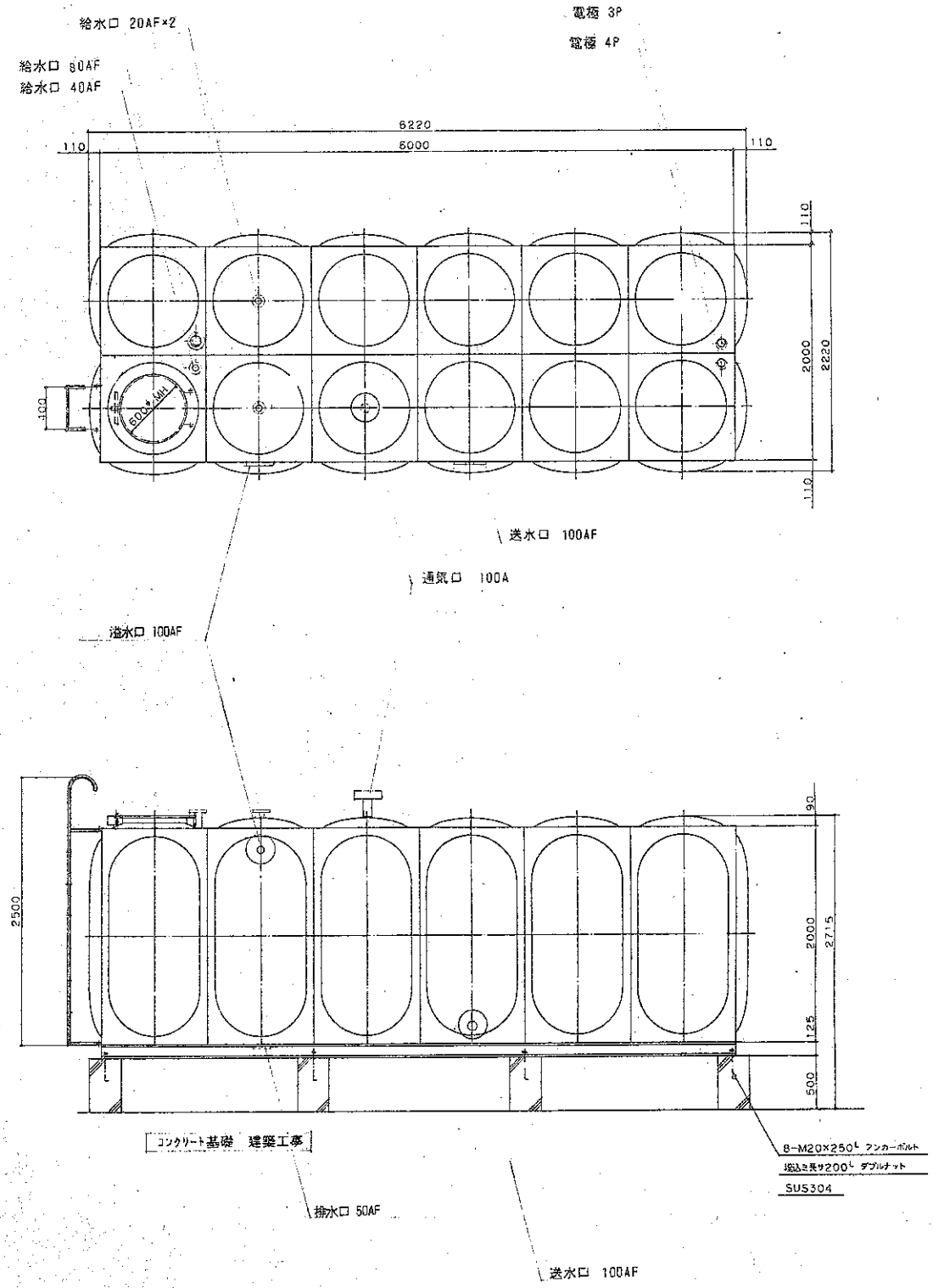
給水口 20AF×2
給水口 80AF
給水口 40AF
電極 3P
電極 4P
6220
6000
110
110
110
2000
2220
110
100
600φ Min
送水口 100AF
通気口 100A
溢水口 100AF
2500
90
2000
2715
125
500
コンクリート基礎 建築工事
8-M20×250L アンカーボルト
埋込み長サ200L ダブルナット
SUS304
排水口 50AF
送水口 100AF

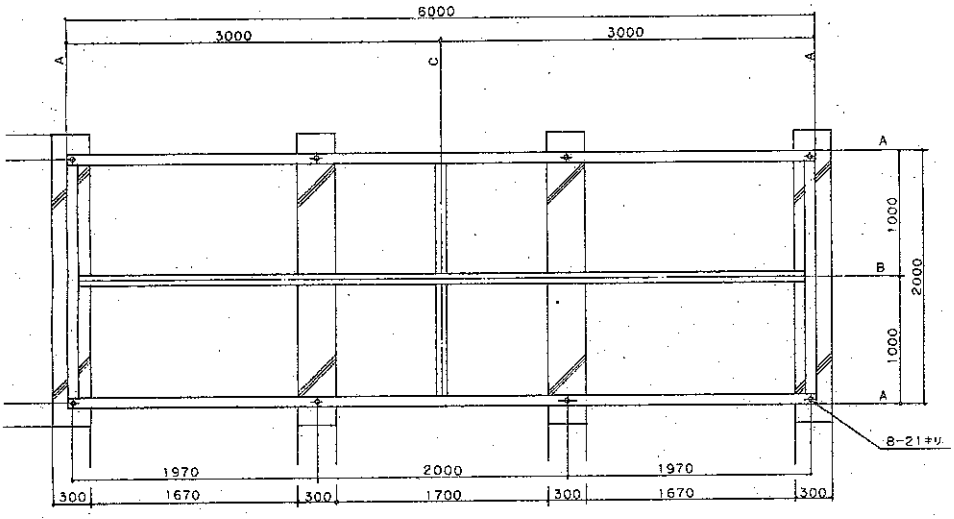

受台伏図

A 材	C-125×65×6
B 材	C-125×65×6
C 材	L-65×65×6

ステンレスパネル　受水槽　仕様　1基　S=1/30			
寸法	2000×6000×2000H		
本体	天井板　側板	SUS444	1.5t
	底板	SUS444	2.0t
タラップ	内）L-30×30×2	SUS444	
	外）SGP20A　RB-16φ	SS400	
受台	2000×6000×125H	SS400	
	C-125×65×6　L-65×65×6		
仕上	SUS溶接部　酸洗イ施工		
	受台　外タラップ　溶融亜鉛メッキ		
重量	本体　1120kg　受台　310kg		
特記	耐震　KH=0.67		
	30mm 保温		

NO. 14 AM	仮称　富士市市民プール 移転新築　機械設備 工事名	図名 給排水衛生設備 副受水槽　参考図 S 1/30	年月日	作図	検印	株式会社 平柳建築設計事務所 一級建築士事務所第31764 平柳利孝 TEL (0545)51-2470番

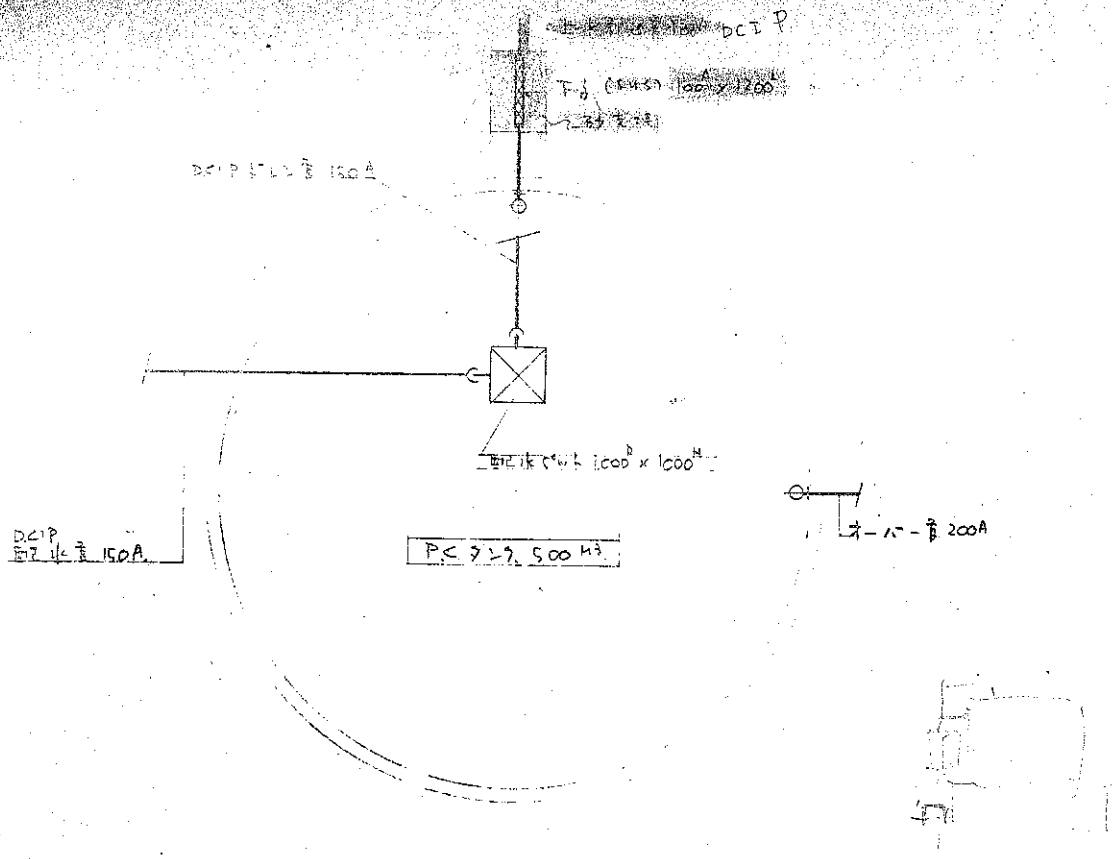

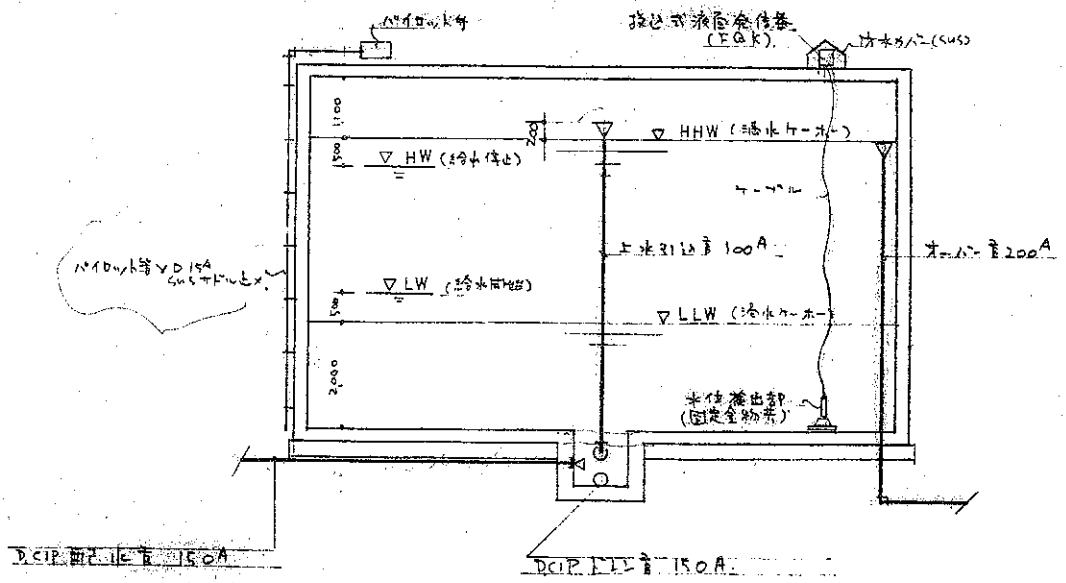

受水槽廻り配管詳細図 1/100

※配管支持金物はステンレス製とし別図参照

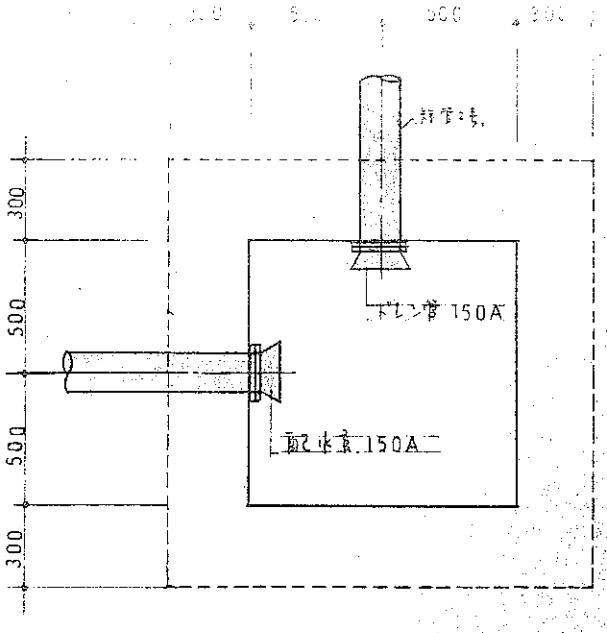

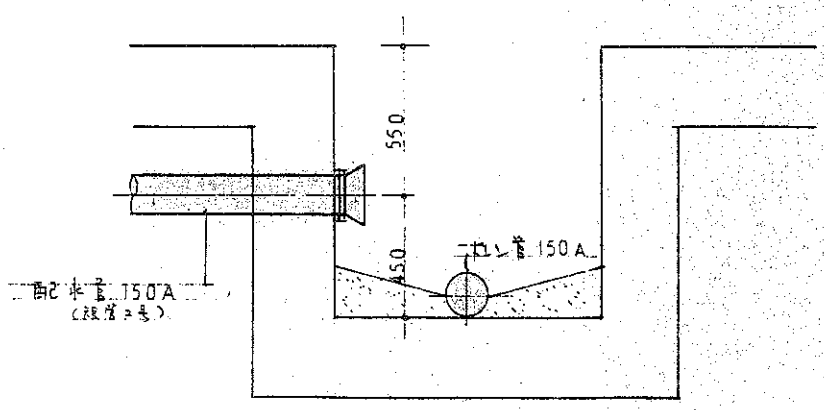

配水ピット詳細図 1/20

工事名	仮称富士市市民プール移転新築機械設備工事(受水槽築造工事)		
施工個所名	富士市田中新田地先		
図面の種類	受水槽廻り配管詳細図 配水ピット詳細図		
縮尺	1/100 1/20	図面番号	3/3
富士市水道部 工務課			

砂山公園プール駐車場料金徴収業務委託

仕　　様　　書

１.業務委託はこの仕様書に基づき実施するものとする。

２.委託箇所及び施設名
　施　設　名　　砂山公園プール駐車場
　所　在　地　　静岡県富士市田中新田２７５－９

３.委託期間　　令和５年６月２１日(水)から令和５年９月１０日(日)までの間。

４.実施時間　　午前９：００ ～ 午後５：３０（８.５時間）
　　※実施時間は労働基準法を遵守した休憩を含むものとする。ただし、
　　休憩時間に徴収業務が滞ることのないよう体制を整えること。

５.休 場 日　　令和５年６月２９日、７月６日、７月１３日、７月２０日、
　　８月３１日、９月４日から８日
　　※但し、上記休場日の他に、天候等により臨時に休場若しくは
　　途中休場とする場合もある。

６.業務内容
（１）駐車場出口での料金徴収及び領収書の発行
（２）その他、委託者が必要と認め指示した業務

７.編　　成　　砂山公園プール駐車場料金徴収員予定表による
　　Ａ・・・５名、Ｂ・・・３名、Ｃ・・・２名
　　※詳細は別紙「砂山公園プール駐車場警備予定表」参照のこと。

８.報　　告
（１）毎日、就業時刻までに業務開始報告を行うこと。また、終業時には委託者が指定する日報を提出し業務終了報告とすること。
（２）委託している範囲はもちろんのこと委託範囲外においても人身事故等を発見した場合には速やかに委託者に報告するとともに委託者、受託者が協力し関連機関への通報、報告を行うこと。

９.供用中止日の委託料
　天候等により臨時に休場若しくは途中休場した場合の委託料については以下のとおりとする。
（１）午前７時までに中止が決定した場合には、委託料の０％（０円）を支払う。
（２）午前10時までに中止が決定した場合には、委託料の５０％を支払う。
（３）午前10時以降に中止が決定した場合には、委託料の１００％を支払う。
　　なお、中止決定の連絡方法等については、別途定めるものとする。

10.特記事項
（１）受託者はこの仕様書に定められた業務を遂行するために、料金徴収の業務を遂行するための必要な人員を適切に配置するよう従事者への体制を定めるとともに、業務遂行前までに勤務態勢及び、勤務予定者の指名を届けて委託者の了解を得るものとする。
（２）徴収員の内に毎日徴収員長を派遣し料金徴収、接遇に関し責任を持ち業務を遂行すること。
（３）現金の管理については事故等が発生しないよう指定された帳票類の記載や現金の取り扱いについては十分注意し委託者の指示に従うこと。
（４）駐車料金の不払い等が発生したときは、委託者の指示に従い適切な処置をとること。
（５）支給された各種消耗品は、適切に管理を行い不足を来さないこと。
　　特に駐車券の取り扱い説明については利用者への説明を怠らないこと。
（６）委託者が必要と認めた場合、勤務体制に対し速やかに対処すること。
（７）その他、本仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上処理するものとする。

令和６年度　砂山公園プール駐車場料金徴収員 配置予定表

曜日	月	火	水	木	金	土	日	A	B	C	休	計
月　日	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	0	2	0	0	2
区　分						供用開始 B	B					
月　日	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	2	0	4	1	7
区　分	C	C	C	休場日	C	A	A					
月　日	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	2	0	4	1	7
区　分	C	C	C	休場日	C	A	A					
月　日	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	3	0	3	1	7
区　分	海の日 A	C	C	休場日	C	A	A					
月　日	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	2	5	0	0	7
区　分	夏休み開始 B	B	B	B	B	A	A					
月　日	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	2	5	0	0	7
区　分	B	B	B	B	B	A	A					
月　日	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	2	5	0	0	7
区　分	B	B	B	B	B	A	山の日 A					
月　日	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	7	0	0	0	7
区　分	A	A	A	A	A	A	A					
月　日	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	2	5	0	0	7
区　分	B	B	B	B	夏休み終了 B	A	A					
月　日	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	2	0	4	1	7
区　分	C	C	C	休場日	C	A	A					
月　日	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	2	0	0	5	7
区　分	休場日	休場日	休場日	休場日	休場日	A	供用終了 A					
月　日	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	0	0	0	0	0
区　分												
営業日数								26	22	15	9	72

《 配置体制について 》

Ａ：　５　名 体制

Ｂ：　３　名 体制

Ｃ：　２　名 体制

料金徴収位置
※徴収位置については委託者の指示により変更する場合があります。

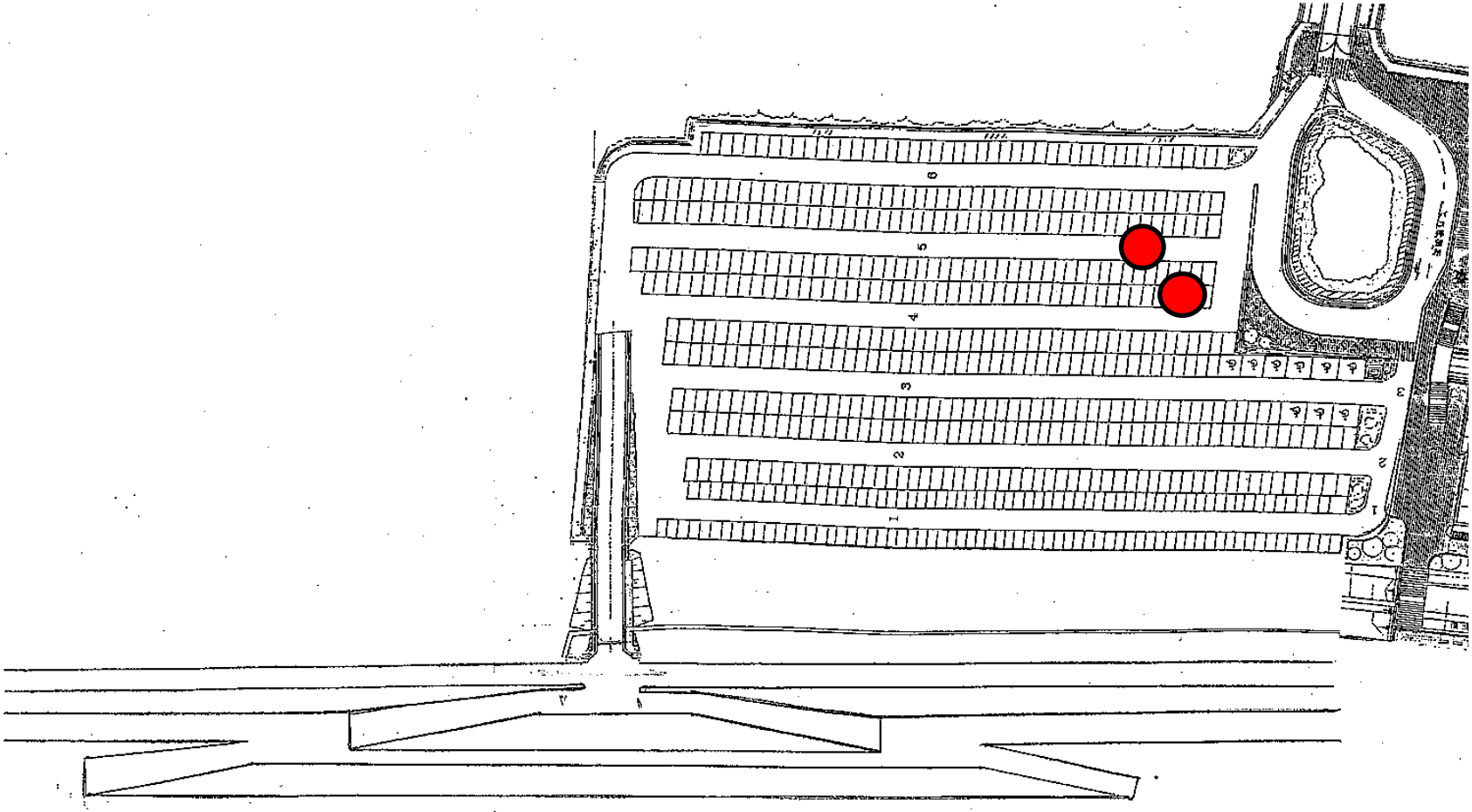

砂山公園プール自家用電気工作物保守点検業務委託

仕　　様　　書

1　業務委託はこの仕様書に基づき実施するものとする。

2　業務委託名　　砂山公園プール自家用電気工作物保守点検業務委託

3　委託箇所及び内容

(1)　委託箇所及び設備概要

委託箇所　　砂山公園プール（富士市田中新田 275-9）

設備概要　　① 設備容量　　５５５ＫＶＡ

② 受電電圧　６,６００Ｖ

③ 最大電力　　３２３ｋＷ

(2)　委託内容

主任技術者により電気事業法第 42 条、同施行規則第 50 条及び第 52 条第 2 項に　基づいて運用に支障のないよう保守、点検を実施する。実施日については各施設担当者と協議する。(原則休館日の日中の作業となる)

（ア）　点検回数　　① 月次点検　月　1　回

② 年次点検　年　1　回

③ 臨時点検　必要の都度

（イ）　点検結果報告書の作成

・点検実施後、速やかに点検結果報告書を作成し、提出すること。

（ウ）　点検結果報告書の作成

・点検の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指示または助言を行うこと。

・点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合を発見したときは、応急処置を行い、必要に応じ精密検査を行うこと。

・緊急時の対応について、的確な指示または助言を行うこと。

(3)　委託期間　　令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

4　業務委託実施上の注意事項

この仕様書に示すもののほか、公益財団法人富士市振興公社が業務実施上または美観上特に必要と認めた軽微な作業については、契約書及び仕様書に定められていない事項についても 契約金額の範囲内において実施ものとする。

ただし、不時の故障等の発生により生じた材料費及び技術員の派遣費は委託料に含まないものとし、甲乙協議の上で決定する。

5　その他

連絡先、報告書提出先は公益財団法人富士市振興公社スポーツ事業課（砂山公園プールまたは富士川体育館）とする。

砂山公園プール　特殊建築物等(建築設備)定期点検業務 仕様書

１　業 務 名　　砂山公園プール 特殊建築物等定期点検業務

２　業務場所及び対象施設の概要

施　設　名	地　　名	用　　途	棟数	構　造	階数	延床面積（㎡）	対象面積（㎡）
砂山公園プール	田中新田 275-9	水泳場	3	RC・RC・RC	3・2・1	2,510	2,510

３　業務内容

建築基準法第 12 条第 3 項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は、国土交通省住宅局建築指導課監修・一般財団法人 日本建築防災協会発行の「特定建築物定期調査業務基準（２０２１年改訂版)」及び国土交通省住宅局建築指導課監修・一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター発行の「建築設備定期検査業務基準書（２０２３年版)」等を参考とし、別紙に示すところによる。また、建築設備風量・照度測定箇所については委託者と受託者とで協議することとする。

また、受託者は、前回点検時における指摘箇所についても調査を行ない是正状況、ならびに施設担当者への聞き取りによる改修見込みについて、報告書に記入すること。

なお、点検結果の報告に当たっては、指摘事項及び判定についても十分に説明を行うこと。

４　委託期間　　令和６年６月１日～令和７年３月 31 日

５　点検回数　　１回

６　疑義

本業務の契約書、及び本仕様書に定めのない事項、及び疑義を生じた事項については、随時委託者と受託者双方が協議して決定し、委託者の承認を受け、業務を遂行するものとする。

７　関係法令の遵守

受託者は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

８　提出書類

受託者は、業務の実施に当たり業務委託実施計画表、業務委託完了報告書を作成し委託者に提出しなければならない。委託者は、業務委託完了報告書が提出されたときは、遅滞なくこれを審査し、この内容が不適当であると認めたときは、受託者に修正を求めることができる。

９　点検資格

点検作業は、一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備士、建築基準適合判定資格者又は登録建築設備検査資格者が行なう。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

10　点検結果報告書の提出

受託者は、結果報告書を納入するものとする。

・設備点検結果報告書（第一面のみ）・検査結果図・関係写真

ポンプ点検表（技術サービス点検報告書・点検写真）　各２部

・別表１～４（排煙設備系統図を添付のこと）　１部

・各種提出書類の電子データ CD（CAD データ【jww ファイル】及び EXCEL データ）　１部

11　報告及び助言

受託者は、上記の報告書等（給排水設備のポンプ類については製造メーカー（代理店等）による点検を実施し、メーカー名・型式・能力・製造年・製造番号等を記入した製造メーカー技術サービス点検報告書を添付、排煙設備については機器仕様が明記された点検報告書を添付のこと）に基づき、委託者に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、受託者は、委託者に改善方策等の助言を行い、原則として点検結果報告書に改修工事業者の見積書を添えて報告を行わなければならない。

なお、給水設備の検査において、飲料水用受水槽と消火栓用水が兼用されている場合は、施設飲料水系統配管の汚染防止措置の状況として、受託者は、委託者に報告を行うこととする。

12　本業務の著作権は、業務完了後、公益財団法人 富士市振興公社に帰属する。

13　この仕様書に定めのない事項については、別添契約書による。

14　連絡先は、公益財団法人 富士市振興公社 スポーツ事業課とする。

〒417-0843　富士市田中新田 275-9　砂山公園プール（富士マリンプール）

TEL 0545-33-3400　　FAX 0545-33-4055

または

〒421-3304　富士市木島 89-1　富士市立富士川体育館

TEL 0545-81-2111　　FAX 0545-81-2301

仕 様 書

1．①契 約 物 件

所 在 地 ： 静岡県富士市田中新田２７５－９

名　　称 ： 砂山公園プール

②契約コード： Ｎ９８１３５５１

③業務委託料　　月額　　１１，９００円(税別)

2．使用回線及びシステム商品名

乙の携帯電話通信網（バックアップ回線有り）を使用するセコムＲＸ

3．乙が受託する業務の種類

防犯サービス　　火災監視サービス

各業務の業務提供条件は別紙による。

4．防犯サービスを受託する場合の業務提供時間は以下のとおりとする。

毎日　２０:００～０９：００　ただし、甲の休日の防犯サービス提供時間は終日とする。

5．本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、甲乙協議のうえ、文書にて取り決めるものとする。

仕 様 書

1．①契 約 物 件

所 在 地 ： 静岡県富士市田中新田２７５－９

名　　称 ： 砂山公園プール　赤外線

②契約コード： Ｎ９８１３７４２

③業務委託料　　月額　　２７，３００円(税別)

2．使用回線及びシステム商品名

乙の携帯電話通信網（バックアップ回線有り）を使用するセコムＲＸ

3．乙が受託する業務の種類

防犯サービス

各業務の業務提供条件は別紙による。

4．防犯サービスを受託する場合の業務提供時間は以下のとおりとする。

毎日　２０:００～０９：００　ただし、甲の休日の防犯サービス提供時間は終日とする。

5．本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、甲乙協議のうえ、文書にて取り決めるものとする。

（防犯サービス）

第１条　乙は、以下の時間帯において警報機器または甲の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行うものとする。
業務提供時間は、別紙仕様書に定める。

２．乙が本サービスに加えて自動開閉店サービスをも受託している場合、自動開閉店サービスにより開店中のエリアについては、侵入異常の監視は行われないものとする。

第２条　乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。ただし、有人運用（警報機器をセットした後も契約物件内または付属施設内が有人と取り決めた場合をいう）の場合は異常内容確認のため速やかに電話連絡するものとする。

第３条　甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。

第４条　乙は、ＣＤ（キャッシュディスペンサー）、ＡＴＭ（オートメイテッドテラーマシーン）（以下これらを総称して「ＣＤ／ＡＴＭ」という）または金庫（これに準じるものを含む。以下「金庫等」という）の侵入異常を監視する場合、その内部に異常があると認めたときは、直ちに甲の緊急連絡先に電話で通報する。甲の緊急連絡先に指定されている方は、乙より通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、乙はその到着を待って、その立会いのもとにＣＤ／ＡＴＭまたは金庫等の内部点検を行うものとする。

２．甲の緊急連絡先に指定されている方の立会いが不可能な場合またはＣＤ／ＡＴＭもしくは金庫等の原状復旧に時間を要すると認められる場合は、乙は甲の要請に基づき必要に応じて臨時常駐警備を実施するものとする。この場合、臨時常駐警備にかかる料金は、乙が責任を負うべき事由による場合を除き、甲が負担するものとする。

３．金庫等が設置されているエリアが物理的に区画されていない状態、および物理的に区画されている場合であっても金庫等が設置されているエリアのフロア一全域が乙による警備監視外の状態において、金庫等に生じた損害については、甲は乙の責任を問わないものとする。

第５条　乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。

２．甲は、乙が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承するものとする。

第６条　警報機器に次の設定をしたことに起因して発生した損害については、甲は乙の責任を問わないものとする。
①機器の作動に関し遅延時間を設定した場合または警報機器に自動解除を設定した場合。
②警報機器または甲の機器により異常情報を送信しない時間帯を設定した場合。
③特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの解除操作によりすべての防犯ブロックまたは防犯エリアの異常情報を送信しない設定をした場合。
④特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの警報機器の機能を停止する設定をした場合。

第７条　甲の機器または甲が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「甲の機器」という）が正常に作動しないために乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知する。前記処置がなされるまでの間、乙の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。

２．甲の機器が正常に作動しないために乙が損害を被った場合、甲は乙の損害金を負担するものとする。

第８条　下記事項については、乙の責任の対象外とするものとする。
①乙が甲の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。
②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。
③乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。
④本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。
⑤甲に損害が発生した場合において、当該損害が屋外（屋内であっても業務対象エリア外と境界線上の物理的規制が無いまたは弱い場合を含む。以下同じ）に所在する甲の財物について発生した場合の損害、および警報機器の設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。また、屋外と同じ状況下（例：無人駐車場内、無人販売店舗内）にある自動料金精算機、両替機、自動販売機、自動貸出機、宅配ロッカー等の破壊、こじあけ等の侵入異常監視を行う場合、当該監視対象物およびその内部に所在する財物について発生した損害。
⑥甲が警報機器をセットする際に契約物件についての異常の有無の確認を怠ったことにより、警報機器のセット前からの潜入、潜伏者を発見できなかったために生じた盗難、破損、その他損害。
⑦現金、貴重品を契約物件内に保管する場合において、容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合に生じた損害。
なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。

第９条　乙が業務を提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有するものとする。

（火災監視サービス）

第１条　乙は、終日、警報機器または甲の機器によって感知される契約物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行う。

第２条　乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を契約物件に急行させ、必要な処置をとるものとする。

２．前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。

第３条　乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により火災発生を明らかに認識したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。

２．甲は、乙が業務提供における消防機関への通報にあわせて画像、音声等を消防機関に提供することがあることを了承する。

第４条　甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。

２．消防隊出動時における消防隊による入口扉等の破壊損害については、甲は乙および消防隊に対して、損害賠償請求を行わないものとする。

第５条　特定の防犯ブロックの解除操作により異常情報を送信しない設定をした場合、または警報機器もしくは甲の機器に異常情報の送信に遅延時間を設定した場合、甲はこれに起因して生じた損害については、乙の責任を問わないものとする。

第６条　契約物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開放させる設定をした場合、甲は次の損害について乙の責任を問わないものとする。

①当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。

②キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。

③甲の機器の誤作動に起因して発生した損害。

第７条　甲の機器または甲が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「甲の機器」という）が正常に作動しないために乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知する。前記処置がなされるまでの間、乙の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。

２．甲の機器が正常に作動しないために乙が損害を被った場合、甲は乙の損害金を負担するものとする。

第８条　下記事項については、乙の責任の対象外とする。

①乙が甲の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。

②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。

③乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。

④本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。

⑤甲に損害が発生した場合において、当該損害が警報機器の設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。

なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。

第９条　乙が業務を提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有するものとする。

協　定　事　項

（緊急連絡先）

第１条　本契約において、甲は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。

２．甲は前項の内容を変更するときには、事前に遅滞なくその旨文書をもって乙に通知するものとする。

３．乙は本契約の業務提供に際し、必要と認めたときは定められた順位に従って、甲のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡するものとする。

（鍵、操作カード）

第２条　甲は本契約の目的遂行のため、乙の要求する数の鍵を甲の費用負担で複製し、乙に預託し、乙は預り証を発行し責任をもってこれを保管・管理するものとする。

２．甲は警報機器操作のため、乙より預託された操作カードについては、責任をもって管理するものとする。追加・再発行（新品不良は除く）にかかる費用は甲が負担する。

３．警報機器のセット・解除操作にかかわる登録、設定変更、削除等を甲が行う場合、甲は責任をもってその管理を行うものとし、これがなされないことに起因して生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

（通信回線、その他の費用）

第３条　乙の業務提供に際し必要な通信料金（警報機器の信号送出にかかる通信料金を含む）、電気料金は甲が負担するものとする。

２．乙の業務提供が乙名義の回線を使用して行われる場合、甲は乙の承諾を得ずに目的外に当該回線を使用できないものとする。

３．甲は、警報機器が信号送出する際、甲が使用中の回線が強制的に切断される場合があることを了承し、これにより発生した事態、損害については乙に責任がないことを確認するものとする。

４．無線通信アダプターは電波を発信するため、ペースメーカーを含む一部の医療機器に影響を及ぼす可能性がある。

（契約物件の変更）

第４条　甲は、乙から契約物件の安全確保に支障のあるものについて改善の申し入れを受けたときは、速やかに必要な処置をとるものとする。

２．甲は、下記事項を了承する。

①甲の都合による契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更（甲の機器、通信回線の変更を含む）を行う場合、原則として変更を行う１５日前までに文書をもって乙に通知するものとする。

②契約物件に隣接する建物の建設等周囲の状況の変化その他甲において契約物件の安全に関係あると認められる場合は、乙に通知するものとする。

３．下記についての費用は甲が負担するものとする。

①第１項の改善に要する費用。

②第２項による既設の警報機器の移動または変更等、および新たな警報機器の設置にかかる費用。

４．甲が第１項の処置をとらなかったために生じた損害、および第２項の通知をしなかったために生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

（特約）

第５条　本条に定めた事項が該当する場合は、他の条項に優先して適用されるものとする。

【鍵の預託を受けない場合の特約】

①乙は、甲から契約物件に入場するための鍵の預託を受けない場合において、契約物件に入場する必要が発生したときは、事前に甲の緊急連絡先に電話連絡し、その方による鍵の解錠を待って契約物件の点検を行う。この取り決めにより契約物件への入場が遅れたために生じた損害については乙は責任を負わないものとする。

尚、乙の契約物件到着後、２０分を経過しても甲の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、乙の契約上の義務は終了するものとする。警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負わないものとする。

②甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。

【危険エリアまたは乙が単独点検しないエリアに関する特約】

乙が契約物件に緊急要員を出動させる場合において、オゾンガス発生設備設置箇所、危険物収容箇所および甲より予め指定された立ち入り禁止エリア等の危険エリア、ならびに甲との合意に基づく乙が単独点検しないエリア（以下「当該エリア」という）の点検が必要と認めた場合の措置は次のとおりとする。

①乙は当該エリアの点検が必要と認めたときは、遅滞なく甲の緊急連絡先に電話で通報するものとする。

②甲の緊急連絡先として指定されている方は、前号の連絡を受けたときは速やかに契約物件におもむき、乙の緊急要員はその方の現場到着を待って当該エリアの点検を行うものとする。

③乙は①②に際し、必要と判断したときは直ちに電話にて警察・消防機関に通報し、緊急出動を要請する等必要な処置をとるものとする。

④乙の①による電話通報後、２０分を経過しても甲の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、または連絡不能の場合は、乙の契約上の義務は終了するものとする。

警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負わないものとする。

⑤甲は乙による当該エリアに設置された警報機器の点検には必ず立ち会うものとする。

【火災発生時電気錠等を自動開放する場合の特約】

契約物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開

放させる設定をした場合、甲は次の損害について乙の責任を問わないものとする。
①当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。
②キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。
③甲の機器の誤作動に起因して発生した損害。

【画像、音声等を使用して業務を提供する場合の特約】

①甲または乙が所有する監視カメラ、音声収集装置および画像センサーなど画像、音声等を送信するもの（以下総称して「画像伝送システム」という）を、業務を提供する際に併せて使用する場合、乙は画像、音声等により違法行為を明らかに認識したとき、もしくは違法行為が極めて短時間になされると明らかに認めたときは、所定の業務を提供するほか画像伝送システムにアナウンス機能がある場合は違法行為者を退去させる目的で直ちに音声による所定のアナウンスを行う。この場合、甲は違法行為者が甲等に対して危害、損害を加えるなどの行動をとることがありうべきことについて予め認識し、これを了承するものとする。なお、画像、音声等により火災発生を明らかに認識したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。

②画像伝送システムに使用される通信回線は、画像、音声等の送信がなされている間は他の目的に使用できなくなることを、甲は予め了承するものとする。

③乙は、画像、音声等により違法行為がなされていないと判断したときは、緊急要員を出動させないことができるものとする。

④乙は、警報機器の点検時に画像伝送システムの点検を行うものとする。甲は画像伝送システムの故障その他異常の発生を知ったときは直ちに乙に通知するものとする。

⑤乙は前号において画像伝送システムの故障その他異常を知ったときは速やかに点検を行い、その結果必要と認めたときは修理または交換の処置をとるものとする。この場合、甲が所有する画像伝送システムの修理または交換に要する費用は品質保証期間を除き、すべて甲が負担するものとする。

⑥画像伝送システムの故障その他の異常および設置条件（照度を含む）に変更を及ぼす事由が発生したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で乙がこれを知らなかった場合において、それによって生じた損害については乙はその責任を負わないものとする。

⑦画像伝送システムの画像監視エリア外については、画像伝送システムを使用しての業務提供は行わないものとする。また乙の責任によらない事由による通信回線・通信設備の不具合（画像、音声等を送信するのに十分な空き帯域が確保されていない場合、および無線通信ができない場合を含む）により、画像、音声等が送信されない、または画質、音質等が低下し画像、音声等の確認ができないときは、画像、音声等を使用しての業務（フォギーユニットを設置している場合はその作動を含む）の提供は停止されるものとする。これらにより発生または拡大した被害については、乙はその責任を負わないものとする。

⑧甲は、乙が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承する。

【プライバシーに関する特約】

甲および契約物件利用者の個人に関する、または甲および契約物件利用者の機密に関する画像、音声等の情報を、甲が乙に提供した場合（甲の同意のもと乙が入手した場合を含む）または甲が閲覧、聴取等した場合、甲は、当該個人または機密情報保有者から乙に対して何らかの申し入れ・苦情があったとしても、自己の責任で処理し、乙に迷惑をかけないものとする。

（その他の事項）

第6条　甲は、下記事項を了承するものとする。

①甲は、停電、通信回線の変更・不通、警察・消防署からの通知その他乙の業務提供に関係あると甲において認められる事項を、その都度遅滞なく乙に通知するものとする。

②甲は、その管理下にある者（甲が入場を認めた方および契約物件入居者を含む）による警報機器の操作について管理し、その操作過誤については、すべて甲の責任で処理するものとする。

③甲は、警報機器のセットまたは解除ができない場合は、乙に電話連絡するものとする。

④甲は、警報機器をセットする場合は、契約物件について扉・窓等の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとする。

⑤乙が契約物件の火災監視を乙と第三者との警備契約に基づき行う場合は、甲は、乙が乙と第三者との間の火災監視業務に関する契約に基づき、火災の有無の点検のため、契約物件に入場することをあらかじめ認めるものとする。

⑥ガラスセンサーを設置する場合は、甲の要望がある場合を除き、契約終了等の場合に乙は撤去しないものとする。（乙は所有権を放棄する）ガラスセンサーを甲の要望で撤去する場合、ガラスへの損傷について乙は責任を負わないものとする。また、ガラスセンサーが設置されているガラス部分が解除中に破壊されたときは、甲は乙に連絡するものとする。連絡がなく当該破壊部分に起因して損害が発生した場合についても乙は責任を負わないものとする。

設置機器明細表

見積番号

ご提出日

ご契約コード N9813551

作成 令和6年4月1日

〈レンタル〉

機器名称	機器コード	シンボル	個数
RXコントローラー	CN-T2550		1
センサーインターフェース集合型	CS-I0040	CSI 04	1
無線通信アダプター	LC-A2140	LCA	1
アナログ回線ユニット	LC-U0020	—	1
マグネットセンサー［ライトグレー］	MG-T0070	Lg M	9
操作表示器・スティック	OD-U0330	ODU	1
ツインミラー空間センサー	PI-S0990	99	5
ツインミラー空間センサー	PI-S1000	100	4
パワーユニット	PO-W0180	018	1
シャッターセンサー	SH-T0040	SH	13
合計			37

設備名称	MTR/CHK	数
防犯エリア	CH-K0920	1
設備監視用端子使用数	MT-R5740	1
蓄積型自火報盤結線	MT-R7820	1

セキュリティ上の理由から、お客様を特定できる情報（名称、住所等）の表示はしておりません。

EP-01 2020.06.22改定

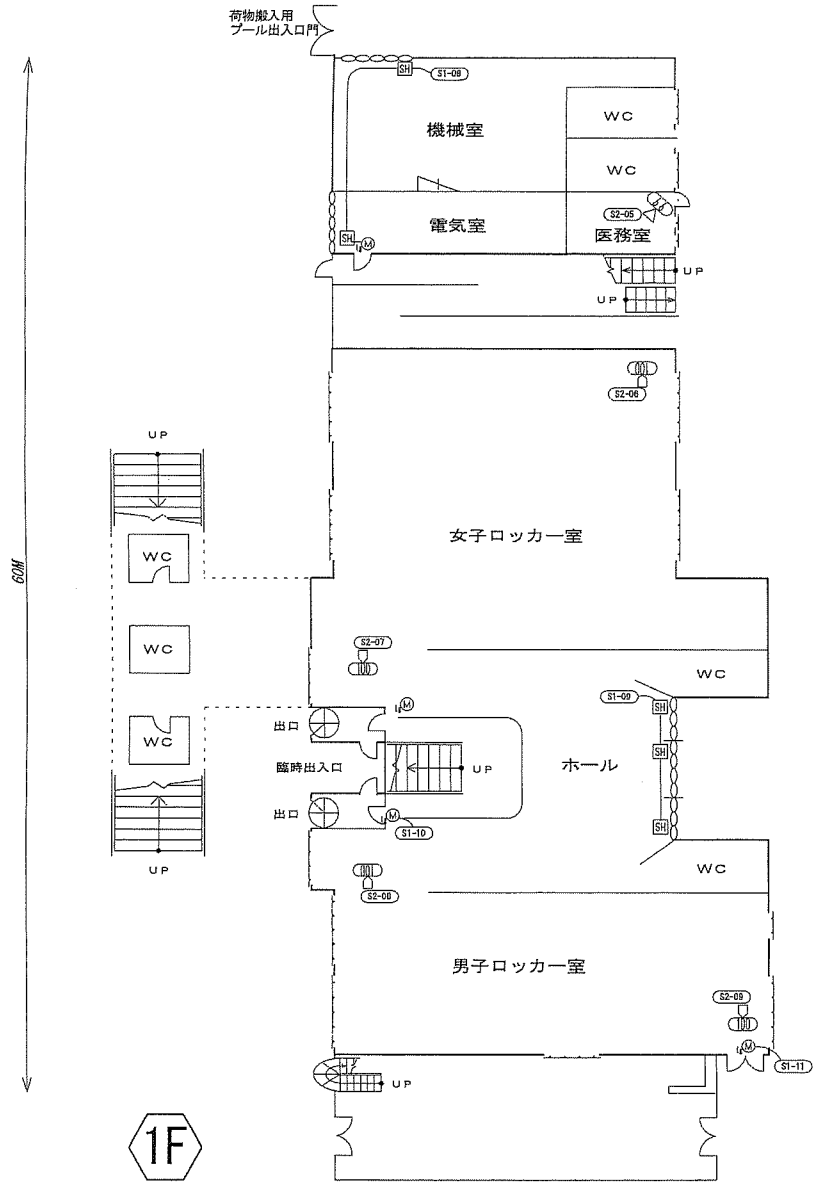

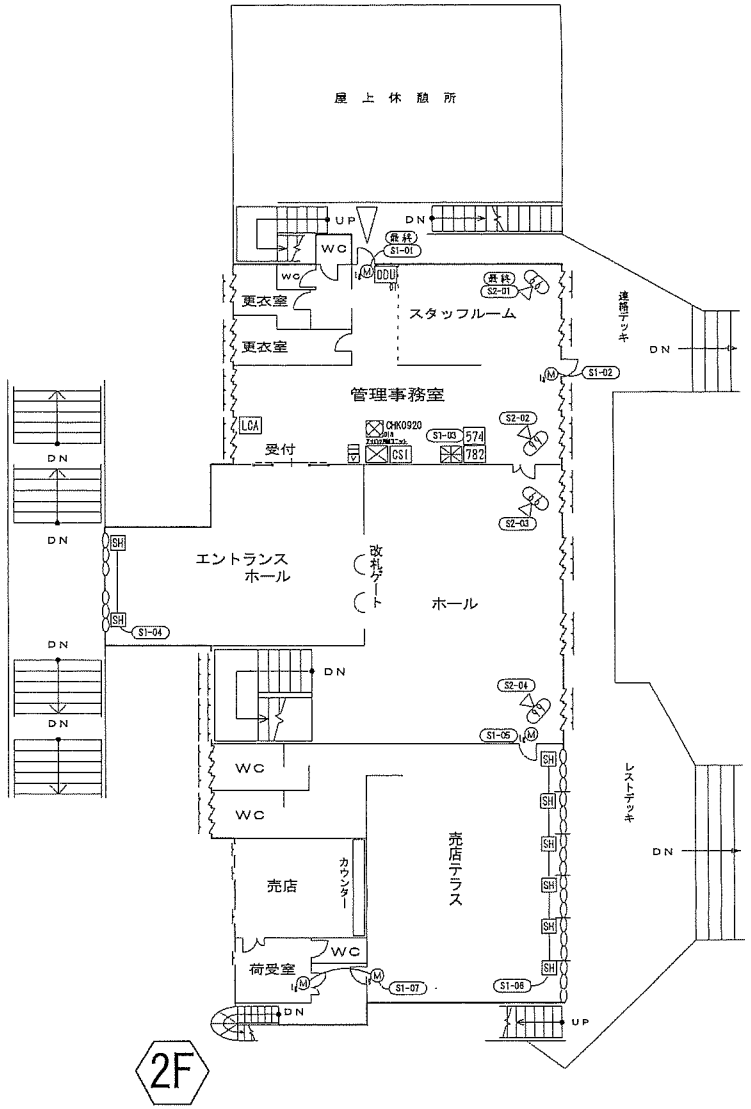

備考

方位 N

非常通報用警報機器使用条件

移動式乳児エリア

図名			
平面図			
図番	作成者	検図者	作成年月日
N9813551	太田嶋	中田	H28.3.12
セコム株式会社			シート 1/1

設置機器明細表

見積番号

ご提出日

ご契約コード N9813742

作成 令和6年4月1日

〈レンタル〉

機器名称	機器コード	シンボル	個数
RXコントローラー	CN-T2540	⊠	1
CSI収納ボックス	BO-X1510	—	1
従来ｾﾝｻｰ・ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ	CS-I0010	◯	5
ボーダー1000	IN-F0580		6
無線通信アダプター（LTE）	LC-A2140	LCA	1
アナログ回線ユニット	LC-U0020	—	1
パワーユニット	PO-W0400	⊗040	1
合計			16

設備名称	MTR/CHK	数
防犯エリア	CH-K0920	1
屋外センサー結線	MT-R5460	6

・セキュリティ上の理由から、お客様を特定できる情報（名称、住所等）の表示はしておりません。
・設備監視サービスまたは設備制御サービスを提供するお客様の機器の種類・監視項目、異常発生時の対応タイプ及び制御項目・制御条件等は、別途定める「設備情報一覧表」「設備制御一覧表」によります。

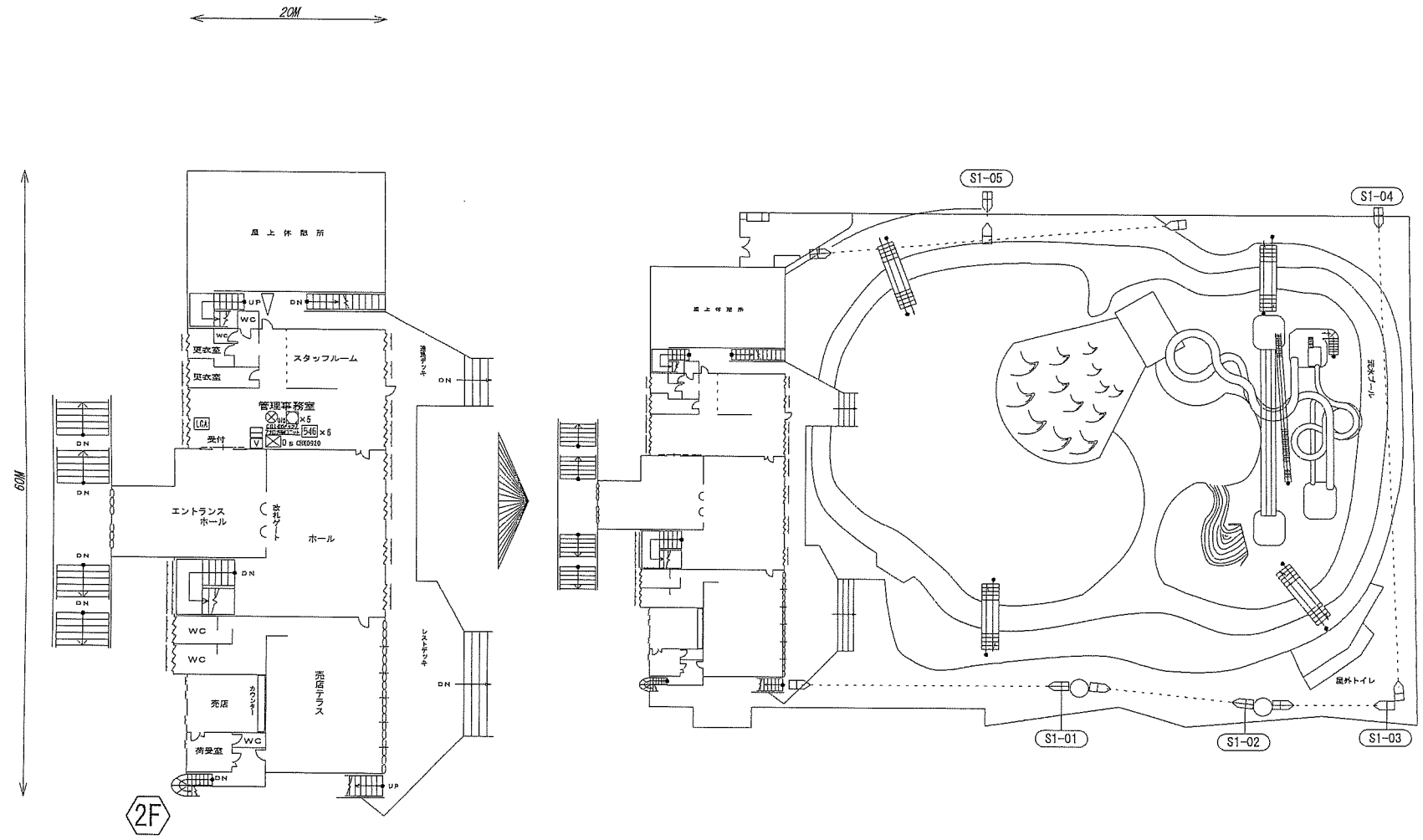

備考

方位 N	非常通報用警報設備使用条件 / 移動式有効エリア	図名 平面図	
		図番 N9813742	作成者 太田組 / 検図者 中田 / 作成年月日 H28.3.12
		セコム株式会社	シート 1/1

15.11

EP-48